

第百二回国会 大蔵委員會議録第九号

昭和六十年三月六日(水曜日)

午後三時三十三分開議

出席委員

委員長 越智 伊平君

理事 熊川 次男君

理事 堀之内久男君

理事 野口 幸一君

理事 米沢 隆君

理事 糸山英太郎君

理事 加藤 六月君

理事 瓦 力君

理事 塩島 大君

理事 中川 昭一君

理事 平沼 勉夫君

理事 山崎武三郎君

理事 伊藤 茂君

理事 沢田 広君

理事 藤田 高敏君

理事 古川 雅司君

理事 矢追 秀彦君

理事 箕輪 幸代君

出席國務大臣

大蔵大臣 竹下 登君

出席政府委員

大蔵政務次官 中村正三郎君

大蔵大臣官房日 本専売公社監理 官 松原 幹夫君

大蔵省主計局次 官 平澤 貞昭君

大蔵省主税局長 梅澤 節男君

国税庁直税部長 富尾 一郎君

兼国税庁次長心 得 山本 昭市君

国税庁間税部長 青柳 徹君

委員外の出席者

文化庁長官官房 會計課長

大蔵委員會議録第九号

昭和六十年三月六日

第一類第五号

厚生省保険局保 險課長 奥村 明雄君
自治省税務局府 県税課長 前川 尚美君
日本専売公社総 務理事 岡島 和男君
日本専売公社理 事 遠藤 泰君
大蔵委員会調査 室長 矢島第一郎君

三月六日

自動車関係諸税の増税反対等に関する請願(草 野威君紹介)(第一八一九号)
所得税の課税最低限度額引き上げ等に関する請 願(梅田勝君紹介)(第一八四六号)
同(潮崎博義君紹介)(第一八四七号)
同(辻第一君紹介)(第一八四八号)
同(中川利三郎君紹介)(第一八四九号)
同(野間友一君紹介)(第一八五〇号)
同(東中光雄君紹介)(第一八五一号)
同(藤木洋子君紹介)(第一八五二号)
同(藤田スミ君紹介)(第一八五三号)
同(正森成二君紹介)(第一八五四号)
同(養輪幸代君紹介)(第一八五五号)
同(東中光雄君紹介)(第一八五五号)
同(正森成二君紹介)(第一八五六号)
同(正森成二君紹介)(第一八五六号)
年金受給者の課税強化反対等に関する請願(岡 崎万寿秀君紹介)(第一八六一号)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第 一五号)

租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する 法律案(内閣提出第一六号)
入場税法の一部を改正する法律案(内閣提出第 三三三号)

○越智委員長 これより會議を開きます。

法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措 置法及び所得税法の一部を改正する法律案及び入 場税法の一部を改正する法律案の各案を一括して 議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し ます。戸田菊雄君。

○戸田委員 大臣がおいでになりませんから、若 干順序を変更して質問してまいりたいと思いま す。

まず最初に税収問題についてでありますけれど も、六十年歳入総額が五十二兆四千九百九十六億 円、内訳として、税収が三十八兆五千五百億 円、対前年比伸び率が一一・四％、税外収入二兆二千 六百九十六億円、対前年比三二・三％のマイナ ス。これは恐らく電電とそれから専売の納付金体 制が一般税に行つたものから、法人税のそう いう関係だろふと思ふのですが、公債金収入は十 一兆六千八百億円、前年比マイナス七・九％。こ ういうことで、大体税収伸び率一一・四％、税収 増が三兆九千五百四十億円。自然増収、これ大体 どのくらいになりますか、確定数字。僕の推測で は二兆七千八百三十億円、こう考へているので すが、これは後でひとつお答え願ひたいと思ふの です。それと、昨年に比して税収の依存度がどうい う状況になっているか、まずこの内容について説 明をしていただきたい。

○梅澤政府委員 まず六十年度の税収見積もりで ございますが、いわゆる自然増収の額は、当初予 算に比へましての増収見込み額は、ただいま御指 摘になりましたように二兆七千八百三十億円でご ざいます。これは、言うまでもございませぬけれ ども、予算書上では対当初三兆七千七百六十億円 になっておりますけれども、六十年年度におきまし ては、一般会計税収に新たにたばこ消費税、それ から日本専売公社、日本電信電話公社の会社化に 伴います法人税収等が入っておりますので、前年 と比べます場合はそれを除かなければなりません。 除いたものが、ただいま委員が御指摘になり ましたとおりでございます。

それからもう一つの御質問は、歳出額に対する 租税収入の割合、いわゆる税収依存度でございま すけれども、六十年年度当初予算、ただいま御審議 いただいております当初予算におきましては七 三・四％と見込んでおります。

○戸田委員 税調の中期答申で、八〇％が大体 正常な状況じゃないだろうか、こう言つておるわ けでありますから、去年は六八・何がしだったと 思いますが、去年よりも若干上回つてきた、こう いう状況でございすね。この上回つた税収のよ りどころは、どういう税金がふえたのですか。

○梅澤政府委員 税目別でございますけれども、 一番大きい増収額は、何と申しまして我々が国の 税体系の基幹でございす所得税と法人税でござ います。所得税につきましては、政府見通しによ ります雇用者所得、経済見通し等を基礎に見積額 をはじいたものでございす。法人税につきまし ては、これも政府見通しのはか、私どもは企業別 の個別の収益見通しのヒヤリング等を基礎にいた しまして積算をいたしておりますが、同時に、六 十年年度におきましては税制改正で約二千四百七十 億円の増収を自然増収の上に見積もつておるわけ でございます。その他各税につきまして、それぞ れ多くの場合増収見込みを生じておりますけれど

も、ただ酒税等につきましては、最近の課税数量の状況等から見まして、減収額を見込んでる税目もあるわけでございます。

○戸田委員 わかりました。

専売の関係の方来ておられると思うのでありますが、電電と専売の関係が四月一日以降それぞれ新会社に移行するわけであります。したがって、専売の処分金——電電関係については、国債整理基金繰り入れの問題等特会計の問題と、それから産業投資会計でもって別途審議の時間がありますから、そのときにやることにいたしまして、きょうは専売だけ御質問したいと思うのであります。が、資本金はどのくらいで、配当はどのくらい、一株当たりどのくらいと考えているか、あるいは公社時の資本金あるいは資本剰余金、それから利益剰余金、これは大体どういう状況になっておりますか。それから、退職引当金、これはどのくらい新会社でもって確保しなければいけないのか、賞与引当金、負債があるのか等々についてまず説明をお願いしたいと思います。

○岡島説明員 ただいまの御質問の点は設立委員会におきまして議論もなされていくことでございまして、大蔵省の方から答弁すべき問題かとも思いますが、私の方で大蔵省の方といろいろ打ち合わせをしている経過的なものということで御答弁をさせていただきます。

私ども専売公社の純資産額は、五十九年度末で、たばこ塩と合わせると一兆一千九百億円というところでございます。そのうちから塩の部分を引きますと、塩の部分が約四百億円でございまして、たばこ事業の純資産額は一兆一千五百億というところに相なるわけでございます。

それから、今御質問ございました、新規に計上しなければならぬ負債の金額が約三千三百億ほどでございます。その主なものは、今御質問の中にもございましたように、退職給与引当金というものが約二千七百億でございます。それから賞与引当金が約百億。それから地方たばこ消費税が三月分が未納になっておりますから、地方たばこ消

費税、これの未納分がございまして、それが七百六十億。それから共済組合負担金が未払いの分がございまして、約三百八十億でございます。その他、未払いの電力料等ございまして、約十億でございます。それを全体を足しますと、先ほど申し上げました新規に計上する負債が三千三百二十億円というところに相なるわけでございます。

それで、その一兆一千五百億の金額から新規に計上する負債を引きますと、出資財産の価額は八千八百八十億というところになるわけでございまして、納付金率が法定されてから、五十四年度から五十九年度までに、たばこ事業に係る利益額を積み立ててまいりました。その金額が約五千八百四十億ほどでございます。それからさらに、現在私どももまたこの過剰在庫を抱えておりまして、その処理のためにコストの増加もあるだろうということで、その金額を約千四百億というふうに見込みまして、その金額を先ほどの八千八百八十億から引きますと、九百四十億というところに相なるわけでございまして、そういうものを基礎に千億円というように算定をいたしまして、これが設立委員会におきまして、大蔵省事務局から説明された数字ということでございます。

それから、今は資本金だけ申し上げましたが、配当という問題は、これはまた新会社になってからの話でございまして、資本金も正確にはまだ議論の過程でございまして、確定いたしておりませんし、まだ配当の問題について申し上げる段階ではないというふうにちょっと思っております。次第でございまして。

○戸田委員 かつての会社法案審議の際、資本金等についても大体目安はどのくらい、配当もこの程度と要望しておいたのは、商法上七％から一二％の範囲、こういうことが商法上の規定ですから、その範囲でどのくらいと言ったら、総裁は当時、八％ないし一〇％でしよう。きょう電電の資本金その他も発表になりました。日経ですが、これを見ますと、きのうちょっと説明聞いたんですが、八％程度でございます。しかし、一年後に

は大体一〇％に引き上げたい、こういうことを言っておりますが、大体専売と同時に進行でいっているんじゃないかと思うんですが、そこら辺、まだおくれでございますか。

○岡島説明員 先生のところに電電の方がどういうふうにおっしゃったか存じませんが、私どもとしても、民営化いたしました健全な運営をしてみたいという結果といたしまして、まあ世間で言われているような配当率みたいなものは、これはしたいというふうに考えておりますけれども、今ここで申し上げるのは、まだ少し御容赦いただきたいというふうに思います。

○戸田委員 それで、これも百一国会で検討のさなかに確認をしたことではあります。税制執行に伴って、国税の方は後になりますけれども、自治省、来ていと思うのですが、——それで、地方税等の問題についてちょっと確かめておきたいと思うのであります。それは専売納付金制度が廃止になって一般法人税体系に移るわけでありますから、当時五十七年の実績の上に立つて納付金率は五五・九％、それを増減はしないという約束だった。したがって、国税部分については二七・九五％、地方税部分については二七・九五％、これを分等するというところになっていました。それに加えて、なおかつこの地方たばこ消費税については税率を道府県税が一〇・三％、それから市町村税は一八・一％、こういうことで確認をして今日までまいりました。それから、税の種目は従価税八、従量税が二、こういうことで併課税でいくというところで確認をしているわけなんです。その場合に小売定価の定価価格制をとって、これを土台にしてそれぞれやっていくというところで、詳細にわたって、例えば紙巻きたばこ、これは二・三％、一千本当たり五百八十二円というのまで詳細に、パイプたばこ、葉巻きたばこ、刻みたばこ等々の問題をずっと確認をして今日きたわけなんです。だから、これにのっとって地方税の場合にも対応したと思うのですが、その内容と税目別の税収見通し、これをちょっと発表してください。

○前川説明員 ただいまの御質問の点でございますが、御指摘ございましたように、地方たばこ消費税の制度を改正するに当たりまして、幾つか基本的な事項がございました。

冒頭にお話ございましたように、五十七年度における専売納付金及び地方たばこ消費税の総額のたばこ総販売金額に対する割合、五五・九％とおっしゃいましたのはその点であらうかと思いますが、を基礎にいたしまして、国、地方で適切な均衡を保持するというところで、地方分は二七・九五％と、これも御指摘の数字でございます。そうして従価、従量を併課することにしたしまして、道府県分、市町村分ごとにそれぞれ従価、従量の税率を決めておきますけれども、その場合の税額の比率はおおむね八対二程度というところで、その点を基本といたしましてこのたばこ消費税の改正をさせていただきます。その結果、まず税率の点でございまして、従価割につきましては都道府県分が八・一％、市町村分が一四・三％、それから従量割につきましては都道府県分が千本につき二百円、市町村分が千本につき三百五十円というふうな設定をさせていただきます。こういうことで六十年年度の道府県、市町村たばこ消費税のそれぞれの見積もりをいたしているところでございます。

それから、その結果でございますが、たばこ消費税の六十年度分の収入見込み額は、この改正後の新しい制度によりまして、道府県、市町村合算を七千九百八十億程度の見込みになっております。

○戸田委員 新会社発足のときには、五十七年の生産総額は三千七百七十一億本、こういう積算でいったはずだと思うのですが、今度は六十年見通しはどういう状況になっていきますか。

○岡島説明員 私どもが六十年度と考えておりますのは、従来の専売公社の時代と違っていて、専売公社の時代には国産品と輸入品と両方とも私の方で扱っておりました。今度六十年度からは国産品だけということでございまして、輸入品につ

いては、これはまだ私の方では把握すべき立場に
ございせん。それで、私の方の、いわゆる国産
品の方の数字だけ申しますと、五十九年度でござ
います本年度、三千六十億本と見ておりますが、
六十年度は全体の喫煙総数量が微増する中で輸入
品がかなりふえるだろうという見込みのもとに、
私どもは三千五十億本という見込みでいろいろな
計数をばらけておるというところでございます。

○前川説明員 大変恐縮でございます。先ほど六
十年年度分のたばこ消費税の見積もり額の概数を申
し上げましたが、ちょっと正確を期させていた
きたいと存じますけれども、道府県分、市町村分
合わせまして七千九百十七億九千三百万円とい
うこととございました。ちょっと訂正させていただきます
たいと思います。そこは間違いでございます。失
礼いたしました。訂正をさせていただきます
いと存じます。

○戸田委員 当時審議のときも、地方税の場合の
問題になったものは、三千三百カ所の市町村があ
るわけですね。だから、市町村の消費割合がどう
なるかによって格差が生ずるのではないだろう
か。今までだったら、それを調整してそれぞれ案
分をやっておったわけけれども、今度は税金で
すから、そういうことに対する調整はやりませ
ん、こう当時答弁をしておるのですが、これは一
体どういうことで調整をやっていきますかね。

○前川説明員 御指摘にございましたように、新
しい制度によりまして、従価割の分がございま
すので、改正前に比べますと、市町村ごとの地方
たばこ消費税の総額は若干変動することは、私ども
間違いないと思っております。ただ、最近たばこ
の販売の動向を専売公社からの資料によって見て
おりますと、現在の課税の仕方は全国平均単価が
基本になっているわけでございますが、最高単価
と最低単価を過去数年度にわたって比較をしてま
いりますと、最近におきましては五十五、五十
七、五十八と逐次その格差が大幅に解消に向か
っている状況でございます。そういう意味で、今後
それがどういふ趨勢をたどるか、これはもう少し

し様子を見なければ確定的なことは申し上げられ
ないと思存いたしますけれども、こういうことで、従前
に比べると結果としては格差がかなり縮小してき
ているという点がございます。

ただ、そうはいいまして、実際にまだ若干の
ずれが出てくるのじゃないかと私は思っております。
こういう点につきましては、今の程度で
ございまして、特別の何か新しい制度によって調
整するというお考えもあるかと存じますが、普
通交付税によって税源の偏在による財源の調整と
いうのを、現在御承知のとおりさせていただいて
おりますので、道府県たばこ消費税にいたしまし
ても、市町村たばこ消費税にいたしましても、そ
れぞれ普通交付税の計算上、基準財政収入額に実
態を反映した算入をされまして、差し引きで
地方交付税として、これは普通交付税の方になり
ますけれども、市町村あるいは都道府県に交付を
されるという形になりますので、私は、交付税制
度による財源調整機能を通じてこの格差は埋めら
れてくるというふうに考えていいのではないかと
いうふうに理解をいたしております。

○戸田委員 その点非常に大事な点ですがね。当
時私が要望しておったのは、一定の配分基準を決
めたらどうか。それに対して消費割合を加算して
いく、こういうようなことで設定基準をひとつつ
くってみたいらどうか、こう言っておったのです
がね。そういうものはまだ触れておりませんか。

○前川説明員 この点につきましては、そういう
ことで全体の財源調整といえますか、たばこ消費
税の税収額の団体ごとの変動による、あるいはそ
の偏在性による財源配分の不均衡というものは、や
はり一般的な制度としての交付税制度がございま
すので、その中で調整をする。たまたまのときに
各団体ごとの市町村たばこ消費税なり道府県たば
こ消費税なりの税収が的確に基準財政収入額に反
映されませんと、これは調整が十分に行われない
という点にもなるかと思っております。そういう
点は財政当局の方とも連絡をとりながら、できる
だけひとつの確算定が行えるように努力をさせ

ていただきたいと考えております。

○戸田委員 つくるといふことですか。

○前川説明員 その点は具体的にどういふ姿にな
るか、もう少し時間をかけていただきたいとい
うふうに思います。

○戸田委員 検討するということですね。

○前川説明員 新しい基準財政収入額の算定方式
になるかどうかは、これは全体の仕組みをいろ
いろ関連づけて検討しなければならぬと思つてお
ります。今御指摘の問題点も含めて新しい制度
をつくることになるかどうかは、それから先の話
になりますので、今ここで私はそのことを前向き
に検討するとかいふようなことは申し上げられな
いわけですが、そういう問題点があるとい
うことは承知をいたしておりますし、そういうこ
とも含めて交付税制度の一つの問題点として考
えていくようにいたしたいと思います。

○戸田委員 十分検討していただきたいと思います。

それからもう一つは、経過措置として納期限で
すね。これも一たん三項目確認しているわけだ
から。六十年四月から六十二年三月までの二年間
は年二回、これは十月と四月、これを納期限とす
る。それから昭和六十二年四月から六十二年三月
までの一年間は年四回、これは七月、十月、一
月、四月、昭和六十二年四月以降は翌月末納期
限とする。これから出発しよう、こういうことで
経過措置三項目を確認しているのですが、これは
地方税の場合も変わりありませんね。

○前川説明員 地方税ということでしたので、
ちょっと私の方から先に御答弁をさせていただ
きたいと思存しますが、今の御指摘の点は、これは
税の場合のケースではないかと存じます。地方税
の方は、たばこ消費税の納期につきましては、当
月分の総売り上げに応じて翌月末にそれぞれ、し
たがいまして毎月申告納入をしていただく、こ
ういう手続になっております。ただ、取り扱い数量が
非常に零細な事業者については、一定の要件を設
けまして、三ヶ月分をまとめて四半期に一通申告

納入をすることができ、こういう仕組みにな
っておりますけれども、基本的には毎月毎月その前
月分の売上高に応じて申告納入していただく、こ
ういふふうに地方税の方はなっております。

○戸田委員 私の勘違いかもしれませんが、私は
両面ともそういう確認がなかったかなという記
憶なんです。これは主税局長どうですか。

○梅澤政府委員 たばこ消費税法におきまして
は、基本的には申告納付は移出した月の翌月末
日、特殊な場合に一ヶ月の延納が認められてお
るわけでございますが、経過期間の特別な納付措置
としては、たまたま委員が御指摘になったとお
り、たばこ消費税法で規定をいたしております。

○戸田委員 税制関係は、基本法は事業法に挿入
をするということでした。納付金その他の兼ね
合いを含めて事業法にその基本をうたいまし
ょう、こういうことじゃなかったですか。それはな
いのですか。

○梅澤政府委員 たばこ消費税の課税標準なり税
率なり申告納付の手続は、全部たばこ消費税法で
規定をさせていただいております。

○戸田委員 最後に、国税の法人、印紙、登録免
許税の税目ごとの収入総額はどのくらいに見積
もっておりますか。

〔委員長退席、堀之内委員長代理着席〕
○梅澤政府委員 たまたま御審議をいたしてお
ります六十年度におきましては、新しくございま
すたばこ株式会社法人税として約四百億円、それ
から印紙税、登録免許税等におきまして約十五億
円の見込みを行っております。

○戸田委員 これは五十七年の基本生産数量が若
千多いのですけれども、今専売の方から伺いまし
たように三千六十億本ないし三千五十億本、若千
下がってきますから、税収の見通しとしては徐々
に下がるといふことになりませんか。

○梅澤政府委員 たばこ消費税の税収見積もりにつ
きましては、先ほど公社の方から御説明ござい
ましたように、私ども基本的には公社の見込み額
と申しますか販売見込み額等を基礎にいたしまし

て、六十年度も税収をはじいておるわけでござい
ます。長期的なばこの税収の動向ということに
なりますと、結局たばこの販売数量の動向を一体
どう見るのか、あるいは国産品と輸入品とがどう
いうプローションになつていくのかということ
にかかわつてくるわけでございしますが、長期的な
見通しにつきましては、私も蔵入当局よりもむ
しろ事業を直接御担当になつております公社の方
が、的確な見通しを持っていらつしやるのではな
いかというふうに考えております。

○戸田委員 大臣、御苦労さまでございします。今
たばこ消費税等について、国税、地方税ともにい
ろいろと事務当局から伺つておつたのですが、専
売の説明によりますと、消費税その他の確定は
三月一日閣議決定、三月五日公示という運びで、
今後二十二日ごろまでにおおむね全体が整備でき
るのじゃないだろうか、こういう状況にあるよう
ですが、設立委員会等を通じて、役員とかそいう
うものは一体いつごろ大体確定されるおつもり
でございましょうか。

○松原(幹)政府委員 お答え申し上げます。

役員等につきましては、先生御承知のように、
現在設立委員会等御審議願つておるわけでござ
います。その設立委員会の席上での基本的な考え
方といったしましては、現在の専売公社から民営化
することになつて必要になる役員数をどのように
算定するかということ議論願つておるわけでござ
います。今月の十九日に定款の最終的な審議
が行われて、そこで役員数が定款上決まるといふ
予定になつております。

○戸田委員 大体二十日ごろまでですか。

○松原(幹)政府委員 三月の十九日に第三回の設
立委員会が設けられて、そこで役員の数等も含め
て定款が最終的に決まるようになっております。
○戸田委員 自治省、ありがとうございます。
税制について若干お伺いしたいと思います。
調査会の性格と任務について若干お伺いしたい
と思ひます。それからもう一つは、大蔵主税局の

機構、性格、使命等々について若干質問をしてい
きたいと思ひます。

最近の税調、どうも中立その他、口では標榜し
てゐるんですけども、その実体がついていつて
ない、こういうようなことを時々言われるのであ
ります。税調の役割というものは、国民の生
活、権利等に対する影響は非常に大きいと思ひま
す。殊に税制、そういう重要課題に対して審議を
し、任務を全うしていくということになるんで
から、非常に重要だと私は判断をしておるのであ
ります。そういう現状の中で、今の政府税調と
いうものは、どうも実体がなかなかそのように
いつてないんじゃないだろうかという気がいたし
ます。それで、この税調のいわゆる設立あるいは
機構、任務、こういったものについてどうなつて
いるか、ちょっと説明していただきたいと思ひま
す。

○梅澤政府委員 税制調査会の組織の根拠は、総
理府本府組織令でございします。この税制調査会
は、「内閣総理大臣の諮問に依りて、租税制度に
関する基本的事項を調査審議し、及び当該諮問に
関連する事項について、内閣総理大臣に意見を述
べる」というふうな規定をされております。
これが税制調査会の使命と申しますか、組織の意
味でございします。

それから調査会の組織につきましては、別途税
制調査会令で定められておまして、「調査会は、
委員三十人以上で組織する。」「特別の事項を調査
審議させるため必要があるときは、特別委員若干
人を置くことができる。」「それから、専門的な事
項を調査していただくために、「専門委員若干人
を置くことができる。」「というふうな規定をされ
ております。なお「委員及び特別委員は、学識経
験のある者のうちから、専門委員は、財政経済又
は税制に専門的知識のある者のうちから、内
閣総理大臣が任命する。」「これも調査会令で規定
をされております。

「調査会の庶務は、内閣総理大臣官房審議室に
おいて大蔵省主税局及び自治省税務局の協力を得

て処理する。」「という規定がございまして、実際
の運営におきましては、税制調査会の総会あるいは
各種の特別部会、作業部会の議事運営に当たり
ましては、事実問題としてはその都度大蔵省主税
局なり自治省税務局が庶務のお手伝いをしておる
ということでございます。

○戸田委員 今主税局長がおっしゃられたとおり
だろうと思つておりますが、総理府本府組織
令に基づいて設置をされております、総理府の附
属機関であります。組織令十八条一項で、政府税
調は内閣総理大臣の諮問に依りて租税制度に關す
る基本的事項を調査審議をする、これが目的だ。

さらに、この組織令十八条二項によつて税制調
査会令というものが制定されておる。そして委員
は三十名以内、また特別の事項を調査審議するた
めに専門委員若干名を置きます。委員、特別委員は
学識経験のある者、専門委員は財政経済または税
制に専門的知識のある者、このうちからいづ
れも内閣総理大臣が任命をいたします。こういう
こと。委員の任期は三年、再任可能、特別委員は
非常勤で、これは、当該特別の事項に関する調査
審議が終了したとき、専門委員は当該専門事項、
同条でそれぞれ解任される、これも非常勤。以上
のほか、二十五人以内の幹事を置くことができ
る、こういうことになつておるわけですね。その
幹事というものは、関係行政機関の職員のうちが
ら内閣総理大臣が任命をする、こういうことにな
つておる。幹事は委員、特別委員を補佐。非常
勤になつておるわけでありまして、所掌の事務に
ついてこれを補佐をする。庶務は内閣総理大臣官
房審議室において、大蔵省主税局と自治省の税務
局から協力を得てこれを処理をする、こういう
ことになつておるんですね。

さらにこの政府税調には、部会、特別部会、こ
ういふものを置くことができる。調査会令五条、
六条、これによつてそういうことになつてゐる。
さらに、小委員会を設置をいたします。これは税
調議事規則七条。そして現在、所得住民税部
会、企画特別部会、申告納税制度特別部会、利子

配当課税小委員会等々が設置をされておるわけで
あります。議事の手続その他、調査会の運営に關
して必要な事項は会長が調査会にはかつて定め
る。これは税制調査会令九条によつて決まつてい
る。同じく、同規則五条によつて、政府税調会の
会議は非公開と明文規定がなされてゐる。さら
に、この政府税調の事務局は実質的には大蔵省の
主税局である。委員等の任免、議案の提出、議事
の進行、資料の作成、提出、答申案文の作成等々
は、実質的には大蔵省主税局がこれを担当する、
こうなつてゐるんですね。

こういうことになつてますと、政府税調は中立的
であつて、そしていろいろな意見を集約をして、
正しくその税制に対しての基本的な調査審議を
やつて答申をするということでは言つても、今
の不服審判所じゃないけれども、それよりもさら
に、これは裁判長も検察官も、弁護士も領域まで
全部主税局でやるということになるんじゃないで
しょうか。これじゃ、本當の意味での審議会とい
うことは言えないんじゃないか。だから、小倉さ
んが何ぼ立派な方であつても、そういうことで
んじがらめにされるから、それは三十名内外の人
がおつても、なかなか公平な判断、答申ができな
いということになりはしないか、こう思ふんです
が、大臣、どうお考えですか。

○竹下國務大臣 今戸田さんが正確にお述べに
なつたわけでございしますが、私も政府税調といふ
ものを、いろいろ私の経験、そして文献あるいは
役所からレクチャーを受けながら今日まで見てお
りますと、やはり政府税調といふものは、我が省
の場合には国税部門でございしますけれども、この人
事構成を見てみましても、さすがだなどというお方
がいつも選ばれておるといふふうな感じを私は
持つております。そして、特別な問題がござい
ましたときに、専門委員としてお入りいただく方
方も、なるほどその特別な土地税制なら土地税制
とか、そういう問題に対しての、学識経験者とい
ふことこの角度から見ても、これは立派な方々だ
な、こんな印象をいつも持つて、見ておるわけで

あります。

そこで、戸田さんの議論、あるいは私の思い過ぎかもしれないけれども、いよいよ内閣総理大臣の諮問機関であるというの、国税、地方税両方にまたがっているから、したがって、総理が任命して、そしてそのなれば当然内閣官房審議室が事務局をや、実質的なものは、主税局と自治省の事務局でやっていると見えて、が、やはりいろいろ長い間の苦心の中に、私はそういう国税サイドから見た、あるいは地方税サイドから見ただけの人間ではなく、本心に総理大臣任命でありまして、それから、それなりの方々が集まりになって、やはり国税、地方税のあり方についてという税制全般の議論をやったのだという、まさに最高の権威ある機関として実質的に機能しているんじゃないか、こんな感じでもって私は眺めております。

そこで、時々税制調をくつくとくつというふうな町の――町の声でもございせんが、そういう議論が聞かざるにせよ、私は改めてそのような屋上屋と申しますが、そういう形よりも、現在のもの、歴史の中で機能しておる実績自身を評価した方がいいな、こういう印象を持って、それらの御意見を持たれる方にはいつもお答えしておるというのが実感でございます。

○戸田委員 もう一つは、これと並行して日税連調査会というのがありますね。これは当初出されたときは、私の記憶では非常に立派な答申その他をやっておったんですが、最近どうもやはりこれも税調と同じようなもの、何かはつきりしない、そういうような印象を受けるのでありますけれども、これはさておき、しかし実際、大臣、そういう状況の中で大蔵省主税局の性格というもの、これはこうなっているんですね。結局通常の行政事務というものはほとんどこの主税局はやらぬ。結局大蔵省組織令の六条に基づいて、一つは、主税局というの、(「租税関税」とん税及び特別とん税を除く。)に関する制度(外国との租税に関する協定を含む。)の調査、企画及び立案、それから「租税収入の見積り及び決算の調査を行う」、「税理士に關

する制度の調査、企画及び立案をする」、「酒類業組合等に関する制度の調査、企画及び立案をする」と。「地方公共団体の歳入に関する事」。地方債にかかわるものは除くということ、主税局が実質的に税調にも相当な影響を持ち、その性格と構成からこういう任務分担が与えられておるから、その法案の立案段階その他すべてこれにできることになっておるんですね。そういうことになりますと、答申も自分で書くわ、受けて立案するときは自分でやるわ、こういうことになるんですね。そうすると広範な国民各層から意見、こういうことにはなつてきませんね。

意見というか、そういうものを反映させるような機関を検討してみようか。そしてなおかつ、この税調へのそういう重要使命を負った皆さんでありますから、そういうもの、その任免については国会の承認というのを置けるかどうか等々の問題が、当面改善措置としてやられるのならば、よほど違った政府税調が出てくるのではないかと、うふに私は考えますけれども、大臣の所見をひとつ伺っておきたいと思ひます。

だから、その辺について、私は今後の税調のあり方について四点左右の提案をして、その改善策に努めていただきたい。

○竹下閣務大臣 今戸田さんおっしゃいましたことは、一つ一つ戸田さんの御提言として、私どもも十分参考、吟味させていただきます。御婦人の方も、今これは御婦人として特に選んだということではなく、その道の権威者としてお選びした中で三人いらつしやいます。そしていわゆる学者の先生方、これらはそれぞれのその道の権威でございますが、いづれにいたしましても、皆さんがいっぱいタクスベイヤールであつて、しかも学識経験豊富な人であるという点においては、私はバランスのとれた人選ではないか、こういうふうな考えをしております。

一つは、現在三十名以内のこの委員の皆さんがおるわけでありまして、労働団体から二名、婦人代表一名、ほかには官僚OB、学者、まあ大学教授等々というわけですね。個人的には非常に立派な人とおられると私は思うのでありますが、ともすると偏重している状況になっているんじゃないだろうかという気がするわけなんです。ですから、そういう問題に對しても少し広範な代表、例えば税収の納入状況を見たつて、やはり所得税が一番、四〇%を占める。三〇%、これは法人、そう

それから、事務局を直轄するということになりますと、恐らく税調そのものの性格から変えていかなければならぬのではないかな、こういう感じがいたします。これは私が今直観的に受けた感じにすぎませんが。

それから、税調に事務局がないというの、どうしてもうまくないか私は思うのですよ。だから、そういうものに對しては、事務局ぐらいは税調そのものに直轄をさせるということで置いてはどうか。

それから審議の内容は、これは資料を含めてすべて公開すべきである。それから立案過程において、国会とまでは言いませんけれども、何か第三者機関的なチェック機関を置いて、そしてそれらの法案に答申というか

それから、審議内容の公開の問題につきましましては、この種の問題はいつも議論のあるところでございまして、いよいよ税調調査会の議事は非公開とされておりますが、各先生方が国民の立場に立って自由な発言を行われるというのを期待の前提に置いた場合は、私は、経過については非公開が妥当であらう、そして結果については、これは答申としてあくまでも国民の前に明らかにすべきものであるというふうな考えをおるわけでありま。これは新聞発表等を行つて公表しておるというのでござい。

それから、提出した資料に基づきましては、いよいよこういう資料を出せと言われれば、先生方の意見をもとにつくったたき台を出して、そのたき台は、これも議論の過程において絶えず訂正されながら結論の答申にまよつていくものでございまして、ちよつと税収の動向はどうかといったような公式的なものであるならば、これは別途公表することも考えられますが、いわば審議過程におけるたき台をつくつてくれとか言われたような問題についての公開というの、結果を公開するわけでございますから、やはりいよいよ自由な発言の過程の資料の一つにすぎないというふうな御理解をいただきたいと思つております。

それから、国会承認人事の問題につきましましては、これは今までもいろいろ国会承認人事案件というものは数あるわけでございますが、最初の物の考え方というのは、これは給与の問題が伴う、そしてそれは兼職禁止規定が伴うとか、いろいろな制約の中にあつた国会承認人事案件というものができておるわけで、この国会でオーソライズされるというの、これはいいことには決まっておりますけれども、また現実運営の中で、おおむね長い国会運営の慣習の中で可能な限り全会一致という方法がとられておりますもの、いわば三十人もの大部隊が反対、賛成を受けた方々によつて審議されるということは余り好ましいことではないんじゃないかな、こんな感じで、これは

主税局長と議論したことではございませんが、いささか私の体験上そんな感じで眺めておるといことを率直に申し上げます。

○戸田委員 ぜひひとつ、今おられる方がどうのこうのということではなくて、制度として少し改善措置の余地はあるのじゃないだろうか、こう思うものですから、そういう点の改善を要望して、次に移りたいと思います。

予算委員会、今次国会で大分税制問題についていろいろな議論が出てきたわけでありましたが、間接税について若干の設問をしたいと思うのであります。

五十九年十二月、六十年度のいわゆる税制改正に関する答申案であります。この三ページに「基本的考え方」の中で、「既存税制の部分的な手直しにとどまらず、今こそ国民各層における広範な議論を踏まえつつ、幅広い視野に立つて、直接税、間接税を通じた税制全般にわたる本格的な改革を検討すべき時期にきていると考える。昭和六十年度の税制改正に関する答申に当たつて、極めて異例ではあるが、当調査会としては、以上のことを指摘し、更に、この問題については、国民に十分な理解と協力を求める努力を尽すことが是非必要であることを付言しておきたい。等々の答申が行われている。

それに対して一月の三十一日の予算委員会、我が党の田邊書記長が大型間接税に触れまして大臣に質問しておられるわけですが、それを受けた形で、いわゆる大臣の答弁があるわけでありました。今度ちようだいたした答申というのは、それらを含めて基本的に検討すべき時期が来ましたという答申をいただいていると意識しております。

どちらも主張しているのは時期だけなんです。中身には全然触れていない。そして、なおかつ大臣は、多段階方式、一般消費税は否定されておりますと、これに限定した回答を実はやっております。ただし、消費一般にかかわる税制全部を否定したら税の議論はできなくなるということ、巧みに、うまくいけば答弁をしているわけ

であります。この本格的改革という中身、これはどういふものを想定して大臣は——きょうは税調査会長が都合悪くてだめだそうですから、大臣にひとつ中身の問題でお伺いしたいと思う。

それから、「幅広い視野」と言っております。いわゆる「直接税、間接税を通じた税制全般にわたる」という言っておられるわけですが、現行の制度、枠組みでやっていくのか、それにこだわらずに、全く広い視野に立つて、別制度を含めたそういうものでやっていくのか、この点の理解をちょっとお伺いしたい。

○竹下国務大臣 これはおっしゃいますように、税制答申、まさに私も、今お読みになりました。たとおり、「極めて異例ではあるが」、「調査会としては、以上のことを指摘し」、「国民に十分な理解と協力を求める努力を尽すことが是非必要である」、「まさにそういう既存税制の枠内での部分的な手直しにとどまらず、所得、資産、消費等の間で適切な負担バランスを図るという観点からはゆがみを生じさせておるといふ御指摘であります。で、その時期をとらえて、政治的な発言としては、総理が申しておりますいわば公平、公正、簡素、選択を旨としてこれをやっていたらどう。それで普通の場合は、先生御承知のとおり税制全般を諮問しておりますから、特別に改めて諮問するということはしておりませんが、今度は予算委員会、総理から答弁申し上げましたので、いわばちゃんとした気合いをかけた諮問というものを正式にしなければいかぬというふうな理解をしておるところでございます。

それから先は、一番近いものでおよそその枠組みをもう出ないだろうと思われれるのは、五十八年十一月の答申が一つございます。これは現在の我がのバイブルとでも申しますか、そんな感じのものでございますが、その延長線上で議論が行われますので、よく我々が、これはガラガラポンにしてやり直すんだと言いつつながら、そうガラガラポンになるものじゃないだろう。それは五十八年の暮れにちようだいたした中期答申というのがある

わけでありまして、が、それをさらに踏み込んだ場合は、いわば予見を持ってリードすることは最も避けようがないかという気持ちでございます。だから、これは間接税をどうこうするための、あるいは所得税をどうこうするためのものだという認識でなく、まさに総理がシャープ以来という言葉をよく使いますが、その中における既存税制の枠内でのゆるゆがみが出てきたようなものを下敷きにしながら、まさに税体系のあり方について検討していただく。だから、こちらからリードしていくという物の考え方はとらないということを買かなければならぬな、こんな感じでおるわけでありまして。

○戸田委員 一月十八日の日経によりますと、大型間接税のプログラムがちゃんとでき上がっている、こういうことを言っているんですね。八五年二月、自民党村山調査会が作業開始をいたしました。四月には政府税調が作業開始をいたしました。八月には村山調査会が税制技術改革構想を報告をいたしました。十二月で政府税調が中間報告をいたしました。八六年の六月から七月は参議院選挙だ。八六年の十月から十一月にかけて政府税調が最終答申をいたします。八七年の一月は所得税減税をやります。八七年四月、大型間接税導入、こういうスケジュールが発表になったことがあるんです、それはどうでしょう。

○竹下国務大臣 この日本経済新聞のシナリオというものは、税制とそして政治情勢、すなわち選挙まで中へ組み入れての、かなり勉強された方が自分でおつくりになったシナリオであろう。仮に私につくってみると言われれば、あるいはもっと違うかもしれないし、戸田さんがおつくりになってもこれは若干の違いは出るかもしれないが、まあやっぱり一生懸命でマスコミの担当者が推測で構築されて、国民の前にこの権威ある新聞で提示されたものであろう。だから私ももうそういうふうな受けとめですが、これのシナリオについて、私や藤尾政調会長の間で詰めたわけでもございせん。もちろん村山調査会という、我々が

党内で勉強していただく機関もございまして、それから、かつての本委員会における税制小委員会の議論とか、それから、各党に戸田さんを含めれば税の専門家と申しますか、関心の深い方がいらっしゃると思いますが、まあ政治家でございまして、いろんな角度から御意見を伺うことは友人としても当然あるわけでありまして、組み立てたシナリオというものは、やっぱり税調そのもののおつくりいただくという考え方に立つて対応すべきものである、これもあらかじめこちらがシナリオを示すべきものではないというふうに思っております。

○戸田委員 そこで間接税ですが、これはもう大臣御存じのように納税者と負担者が違う、そういうものが間接税。そういうことで、最終的にはいづれにしても消費者すべてに負担がかかる、こういう性格のものだと思つていいですね。だから、そういう意味では非常に逆進性が強い、各般の欠陥というものが存在するんだらうと思うのであります。かつて一般消費税が五十四年十二月に否定されたときに、財界の一部まで実はこれは反対だといつて参加をしました。そういう事例があるんです。それは何かという、いわば市場競争が行われた場合に、どうも転嫁の困難な状況が生ずる場合があるので、その辺に対して一般消費税は不明確だ、こういう理屈で、財界の皆さんという話をしたときに、私たちが反対です、というところで、実はあの問題は否定されたわけですね。

ところが、最近稲山会長はこういうことを言っているんです。大型間接税は賛成でございます、ただし製造業者や卸売業者、これの値上げは困りますよ、小売売上税なら結構です。それから同時に税額の転嫁、こういうものについて明確にしておくならそれでいいですよ。例えばEC型付加価値税というものは投資財税額即控除方式というものをとっていますね。例えば生産財の価格を百万円、税率一〇％ということになると、税込み価格百一十万円販売されてしまふ。しかし企業としては、

いですから、飛ばして、いずれ機会があるときにまた質問してまいりたいと思います。

もう一つは、福祉目的税というのは、何か最近自民党税調等々でいろいろ話題になっている、こういうことですが、確かに、構想として水平的再分配をいうことであります。しかし、私たちがの理解からいけば、結局は貧乏人同士が助け合

ちの理解からいけば、結局は貧乏人同士が助け合えということになりかねないのじゃないか。もちろん政策的税制を全面的に私たちが否定するものじゃないけれども、本当に民主的な公平な税制をつくるということであれば、我々としては、どうしてもやはり累進課税ないしは累進負担、こういうものを土台にした税制をつくり上げるといふことで今日まで来たわけですから、この福祉目的税等については、どうもやはり私たちは賛成にいく、こういう気分なんです。自民党税調等で何かいろいろと意見が出たということで聞いているのですが、これは主税局長とうですか。

○海澤政府委員　今仰せになりましたいわゆる福祉税あるいは福祉目的税でございますが、これは、自民党の税制調査会で具体的に、例えば税制

改正の考え方の中にそういうものが明記されたといふことはございません。むしろ、自民党の税調といふよりは、広くいろいろな議論が行われておることは私どもも承知しておりますし、先年社会保険制度審議会で年金財源としての所得型の、あるいは加算型の付加価値税が提言されたといふような事実もございます。

ただ、率直に申しまして、現在行われております福祉目的税あるいは福祉税の議論は、論者によりましていろいろバリエーションがあるのじやないか。つまり、福祉の範囲をどうとらえるかとい

う問題でございまして、例えば年金に限定して現在の社会保険システムを新しく税財源に置きかえるというふうなもののから、もっと広く福祉を広げていって、その財源として考えるといういろいろな議論があるかと思えます。ただ、一般論として申し上げますと、これは毎度申し上げていることでございますけれども、一般に目的税というの

は、財政運営の観点からはいろいろ問題がある。つまり資源配分の効率性を阻害する、財政の硬直化を招くという側面があることは否定できないわけでございます。したがって、この福祉目的税につきましても、そもそも今後の税体系をどう構築するかというのとは、これは別の問題である。とすれば、私も、現時点におきましては、税制当局として福祉目的税あるいは福祉税なるものについて一定の見解というものは持っておらないわけでございます。いろいろな問題があるという問題意識は持っております。

○戸田委員 時間があるから単発的に質問をしてみますが、イギリスのサッチャー首相が、法人税率五・二％、これは三・五％に引き下げましたね。それからアメリカの大統領が法人税率の四・六％を三・三％に引き下げようという政策を発表しておられるわけですが、それにちなんで、昨年の法人税改正のときに、基本税率四・二％を日本の場合四・三・三％、中小の場合は別ですが、等々の措置をとったわけですね。しかし、これはいざいざにして時限立法で二年ですから、六十一年からどうするかということが一つ問題であります。そういうことで、この見解をひとつ伺いしておきたいと思ひます。

それからもう一つは、今回、殊にこの税制改正の中で、ミニカーの排気量五十cc以下の四輪車、これを千円から二千五百円に引き上げた。私はいつも日本自動車工業会からいろいろな情報をもらっておるのですが、これによりまして、個人的に自動車諸税による負担がトータルで一人年間五十三万円、このくらいかかるというのです。詳細は時間があるから省略いたしますが、こういう状況の中でもう目いっぱい、こう言っているのです。例えば自動車重量税を設定したときもそうなんです、いわば目方で税金を取ろうな格好で、大型は何ぼ、小型は何ぼ、中型は何ぼ、こうなっているわけですね。そういうことで諸税を含めて九千九百の税金がかかっているわけですね。だから、自賠責その他全部入りますけれども、五

十何万という負担になるんですね。それになおかつ今度軽便税を結局千五百円引き上げた、こういうことになるわけですね。国民の側からいけば、車社会で四千万以上の所有者があつて、大体一世帯平均一・一車くらい、こういう平均になっているわけですね、もう満杯状況じゃないかという気がするのですが、この辺の見解をひとつ伺いしたい。

○海澤政府委員 まず最初の、五十九年の税制改正でお願いいたしました二年間の暫定措置としての法人税率の引き上げの措置、これはただいま御指摘になりましたように、六十年度中に期限が到来するわけでございます。この税率引き上げにつきましても、五十九年のいわゆる本格的な所得減税のいわば財源の一部としてお願いをしたわけでございます。ただ、六十一年度以降、この期限の到来いたします法人税率をどう扱うかということにつきましても、これはやはり六十一年度の予算編成の段階におきまして財政全体を眺めまして、引き続きこれを継続してお願いするのかどうかというところを改めてその時点で判断しなければならぬ問題であらう。期限が参りまして、それで直ちにその基本税率に復するか否かというのは、現時点でまだよほど慎重に考えなければならぬ問題であらうと思ひます。

それから第二点目の自動車関係諸税でございますが、仰せのとおり国税、地方税を合せて現在九つの税目があるわけでございます。ただ、一つの車に九つの税金が全部かかってくるわけではございませんけれども、いざいざいたしまして、取得したとき、保有それからガソリンの消費といった時点、あるいは車検のときとか、いろいろな税負担をお願いしておるわけでございますが、主としてこれは道路財源等の目的税として使われておるといふ意味で、受益者負担的な性格でございます。各国を見ましても、車体課税、それからガソリンの税負担というものを総合して見ますと、各国とも現在の自動車社会を背景にいたしましてそれなりの税負担をお願いしている。我が国の現状に

おいても、ひとつそういった観点から御理解を賜りたいと思ひわけでございます。なお、御指摘のありましたのは恐らく軽自動車税の問題であらうかと思ひますが、これは実は地方税でございます。この税率の引き上げの問題につきましても、別途自治省から御説明申し上げるべき事項かと思ひますので、私からの答えは差し控えていただきます。私からの答えは差

○戸田委員 ちょっと間違ひまして申しわけなかつたのですが、実は私の聞く真意が、時間の関係でちょっと漏れたのです。重量税とか揮発油税、これはオール道路財源として、例えば重量税の場合ですと四分の一は地方、それから四分の三は国にということをやっているのですが、これが最近、金がかつていっているのかどうか分かりませんが、一般の会計に繰り入れて、そういうことも使用目的に違反した格好でやられていく状況にあるということを知ることです。これはどうですか、ありませんか。

○平澤政府委員 自動車重量税のオーバーフローの問題でございますけれども、これにつきましては従来から、その部分について一応国の方で使わせていただいているわけでございます。しかし、制度の仕組みといたしましては、この部分については目的財源となつておるわけではございませんので、そういう仕組みの中で、非常に厳しい財政事情のもとで、これを国として従来一般財源に充てているというのが現状であるわけでございます。したがって、今後この問題にどう取り組んでいくかということについては、また六十一年度以降の予算編成の際に、いろいろな角度から検討していくことになるかと考えておるわけでございます。

は不公平の感を抱くものです。仮に中小企業が百万の事業を十件、一千万の収入を得たとすれば、これに二千万の印紙税がかかる。一方、私は職業柄一件三千万が大抵で、これで一千万の収入を得るのに六百万の税がかかります。なぜなら印紙税は三万七百万が二百円だからです。同じ収入で二千万と六百万の違い等々の問題があつて、これは極めて不公平じゃないかという御指摘であります。

確かに軽減できせんからね。今の刻みは、どうしてもそういう中小零細取引関係の利用度が多いということになるのだらうと思ひますが、大手でもって、多額の金額で契約その他をやれば安い。そういう面の反映をいろいろ考へて、やはり税率段階というものを正していく必要があるんじゃないかと思ひますが、この点について一つだけ。

それから最後に、所得税との問題について、今度所得税減税がないわけですが、与野党書記長・幹事長会談で今いろいろ頭張つていられるのでしようが、いざいざにしても、仮に三百万の所得者が五％アップになったとすると三百五十万円、それで税金は、所得税が四万九千七百円、住民税が三万七千四百円で計八万七千七百円。七万三千二百円ですから、おおよそ一万七千円見当ですね。やはり増税体制、こういうことになっていくわけですね。したがって、今、所得税の基礎控除や配偶者控除、扶養控除、そういう人道的控除をいろいろ考へてみても、四大家族でもって生活保護法による生活扶助と比較をして、わずかに所得税が三分の二、住民税は半分には足りない、こういう状況になっているのです。

るんじゃないかと思うのですが、そういう一端の内容なんかを見ましても、さらにこの七〇％を六〇％にしたいとか、一方最低税率は一〇・五を一二に引き上げるとか、あるいは現行の十五段階を十段階にする等々、累進税率の体制というものを大幅に緩和して、そして何かどこかに重心を置いた改善策などというところでやられておったんじや、これは大変だと思ふのでありますが、そういう前途の問題と現状のこういう問題について、やはりもう少し改善措置をとる必要があるんじゃないか、こういうふうな考へるのです。

以上、二点について質問すると同時に、最後に政務次官にひとつ、我々野党幹事長会談でいろいろ問題になっている政策減税でございますけれども、単身赴任あるいは教育、高校で終わるのかどうかかわりませんが、そういう三つの税のいろいろな話が出てまいりました。せめて政務次官の段階でひとつ、副大臣ですから、これらについて大いに実現できるような御努力をお願いしたい。その決意のほどをひとつ最後に伺いたい。

○梅澤政府委員 最初の二点について、まず私から御答弁申し上げます。

まず、印紙税の問題でございますけれども、印紙税の現在の階級定額の税率体系は、五十六年の改正でお願いしたものでございます。申すまでもないわけでございまして、印紙税というのは取引の背後に担保力を見出す流通税でございますが、これは不動産の譲渡契約書とか手形とか受取書、やはり記載金額の大きいもの、つまり取引の大きいものほど税負担をそれに応じてお願いするということで税率が仕組んであるわけでございますが、何しろ印紙税は自主納付でございますので、やはり一定の価格帯をつくりましてそれぞれ税率を設定しておきまさんと、制度として非常に複雑になるということで、同じ価格帯の中で負担を見ますと、やはりそこに一種の権衡を欠くというところは、これは階級定額税率の避けられないところであるわけでございます。ただ、取引額の低いものほど税率水準も低くしてあるわけでござ

いまして、こういった点、ぜひ御理解を賜りたいと思ふわけでございます。

それから、第二点の所得税の問題でございますけれども、これは五十八年十一月の答申で、特に中堅所得者、多人数世帯の負担の軽減を図る、累進を緩和する、同時に税率の刻みも少なくするという方向が示唆されて、五十九年の所得税の数字ぶりの改正を行ったわけでございますが、所得税というのは累進構造を持っておりまして、今委員が例示されましたように、仮に収入がふえますと、その限界点では累進部分の税負担の引き上げ幅、これは当然のことながら大きく出るわけでございます。ただ、税引き後の手取り、いわゆる可処分所得もまたふえているわけでございまして、これは所得再配分機能を持つ所得税としてはいわば当然と申しますか、自然な姿なのではないかというふうに考へておるわけでございます。特に、五十九年の所得税の減税を行わせていただきまして、家計調査なんかを見ましても、特に勤労者世帯では五十九年四月以降、実収入の伸びよりも可処分所得の伸びが上回っております。これは当然減税の効果でございます。そういった点も御理解をいただきまして、六十年、六十一年度以降の税制改正の中で、所得税について税制調査会などという御議論をいただくのか、そういう検討の結果を待つべき問題であらうと考へております。

○中村(正三郎)政府委員 大変難しい御質問をちょうだいいたしましたけれども、今公党間でいろいろなお話し合いがなされて、その中に所得税減税それから政策減税ということで三点出ているというふうなお話は、伝へ聞いて伺っているわけでございますけれども、やはり私も今大蔵省の立場としてお答えすれば、大変厳しいお答えにならざるを得ないというふうに思ふわけでございます。前々からお話が出ておりますとおり、単身赴任等、また教育減税でございますとか、そういったものを特定の税の制度としてしんしゃくするの

は、大変しんしゃくの限界があるのではないかと、これが税調の答申にも盛られているわけでございまして、もう既にいろいろ御議論になつてい

○川崎委員 川崎寛治君。それでは、大蔵大臣が参りますまでの間、中村次官並びに政府委員の皆さんにお尋ねをしたいと思います。

まず最初に、それでは順序を逆にしまして、厚生省、見えておりますね。――それでは、厚生省が見えておりますので、今確定申告の時期でございますが、還付の面で医療費控除についての要望が大変強い。そして医療費控除の還付も相当伸びて

○富尾政府委員 所得税の還付申告をいたします際、医療費控除の適用を受けるという場合には、政令の規定によりまして、医師に支払った医療費の領収証を添付するというのが原則でございます。

○川崎委員 そうすると、それは必要條件だ、こういうことになります。確定申告の時期になりました、今本屋に行きますと、随分税金の本というものがずらりと並んでおりまして、これらをばらばらとめくっておりますと、医療費控除の項目もあるわけでありまして、今おっしゃられるように領収証が必要だ、しかし、お医者さんの中には領収証を出さない人がある、そのときは云々、

いろいろなことを細々と書いてあるわけですね。しかし、これは不思議だなと思ふのです。何で患者が領収証を請求したときに医師が出すという制度になつていないのか、不思議でならぬわけ

○奥村説明員 先生御指摘の領収証の発行でございますが、これは民法に定めがございまして、患者の請求があれば領収証を発行する義務がある、こういうことになっておりますが、先生御指摘の特定承認保険医療機関、これで高度医療を実施いたします場合には差額の費用を自己負担いたしますが、通常の一部負担と入り繰りが生じますとラブルが生じることになりますので、そこを明確にするという趣旨で、特に求めがなくても発行するようにという趣旨で義務づけいたしましたわけでございまして、通常の場合でも義務があるわけでございまして、私どもとしては都道府県あるいは医療関係団体を通じて徹底を図っておるというところでございます。

○川崎委員 しかし、税金の解説書、いろいろな本に、必ず領収証をもらえ、だから出しなさい、お医者さんは命を預かっている人だからけんかをしてはいけない、そんなことまで書いてある。となると、やはり相当たくさん断られてい

○梅澤政府委員 先般国会に御提出申し上げました六十年の租税特別措置の減収額のうち、社会

保険診療報酬の特例に基づきます減収額は一千三十億円と見込んでおります。

○川崎委員 そうしますと、医師の方はそれだけ優遇税制を受けておられるわけです。患者が還付してもらいたいといって、切実な、領収書を書いてくれというところの細かに解説がございまして、それが、そうだとしたら、これは当然健康保険法の改正をすべきだ、そして患者が請求をしたときには領収書を出さなければいけませんというふうにしておけば問題ないと思はれます。ですから、その点はそういう方向で取り組んでもらえますように、ひとつ伺いたいと思はれます。

○奥村説明員 先ほど先生に御説明申し上げましたが、民法の四百八十六条で受取証書の規定がございまして、これが領収証に当たるものでございまして、「請求スルコトヲ得」という規定がございまして、それで医療機関は発行を義務づけられておられるというところでございまして。

ただ、ちょっと古いデータで恐縮でございまして、五十七年に日本病院会で調査いたしました状況で見ますと、医療費が高額となりまして入院医療費については九八%、まあほとんど全体に近い、あるいは外来については約九割という状況で、先生おっしゃるようにならば領収証を出していないところがあるわけですが、私どもは中協協の五十六年の領収証発行の徹底という決定を受けてまして指導を強めておるところでございまして、今後とも引き続きこの徹底を図ってまいりたいと思っております。

○川崎委員 それなら、差額医療だってわざわざ領収証のことを書く必要がないじゃないですか。契約は全部出さなければいけません、民法が買収されるというところであれば、差額の場合も要らぬのですよ。しかし、その差額の場合には領収証を出す、こうなっております。請求があれば領収証を出すというふうにするにはいいじゃないですか。そうすればトラブルなくなるのですよ。大蔵省、どうですか。

○尾崎政府委員 私どももいたしましては、基本的に領収証を出すか出さないかという問題は、医師と患者との間の契約関係の中での金銭の授受に關するものでございまして、税務行政の上から直接出せ、出さなくてよろしいといういろいろなことを言える立場にはございせん。

○川崎委員 そう言うだろうと思はれました。しかし、必要條件なんです。還付を請求するには必要條件なんです。必要條件を満たすように、ただ民法の上での契約云々というだけでなくて、具体的に必要條件を満たしてやるということのために健康保険法に項目をつけ加えればいいのですから、そんなことは簡単じゃないですか。

○奥村説明員 特定療養費制度の場合には差額部分が新たに付加されるわけがございまして、従来の保険診療の中に含まれる一部負担と両方が患者の負担になるわけがございまして、この区分を明らかにするということの意味で特に明文をもって規定したわけがございまして、一般的には民法によって義務づけられておられるというふうにお考えでございまして。

○川崎委員 しかし、それで義務づけられていると言われども、それが実際には一〇〇%ないのじゃないか。一〇〇%ないのだったら、弱い立場の患者がお願いして三押九押しなければ出ないというところのないようにしてどこが悪いのですか。

○奥村説明員 法制的には民法上の規定がございまして、特に重ねて規定を設ける必要はないというところでございまして、私どもとしてはこの規定に基づきまして指導を徹底してまいりたいと思っております。

○川崎委員 しかし、一〇〇%されないのではありません。税法の上ではつけなければならぬと義務づけられているのです。義務づけられているものが、契約云々でいいのだ、こう言っても、それが実行されないのだから、実行できるような、漏れがないように穴を埋めてやるというのが血の通った行政というものではないのですか。私は、これ

はそんなに大きな政策課題になるのかどうかかわからぬ、本当に小さな事務的な問題だと思ふのだけれども、なぜ検討できないのですか、検討できない理由を言ってください。

○奥村説明員 一部負担金につきましては、保険医療機関と被保険者との間の民事的な関係が基本になるわけがございまして、その意味で法制的には民事上の義務づけがされておられるということで、重ねて法律上の義務づけをする必要がないということ、義務づけを特段一般的には設けず、特定承認保険医療機関だけについて設けた、こういう趣旨でございまして。

○川崎委員 これは続いているのがばからしくなりまして。だから、これは大臣とやらなければいけません。議論なんですよ。民法の云々で、それが一〇〇%実行されておたらいです。実行されていないのだから。そして解説書に、お医者さんの機嫌を損なわないようにしないとか、そんなことまで書いてあるのです。そんなばかな話がありますか。それなら、民法のあれで一〇〇%出るはずで、請求しないことと解説があるべきでしよう。それがないのですから、だとしたら、それを埋めるのは何でもないことじゃないですか。それで、あなたじゃしょうがないから、また改めてどこかで議論いたしますけれども、私はこれは大蔵大臣が、国務大臣としての大蔵大臣、竹下国務大臣に聞くのですが、いませんから、それならば、いつの年にやったのか知りませんけれども、一〇〇%実行されるように、厚生省として改めて行政指導をやりませんか。

○奥村説明員 今後とも指導を徹底してまいりたいと思はれます。

○川崎委員 それでは、順序としては税制改革の議論の中で、少額貯蓄の非課税の問題も少し後で詰めたかったのでありますけれども、大臣がおりませんので、少し事務的に尋ねたいと思はれます。六十年度の税制に対する政府税調、これを見ますと、非課税貯蓄が二百四十五兆円とあります。

五十九年の三月です。五十八年の三月は二百二十五兆円です。そこで、その数字を、個人貯蓄の内訳というのをここ数年にわたって少し説明してくだされんか。

○梅澤政府委員 ただいま仰せになりましたように、五十九年三月末で個人貯蓄の残高が四百十九兆円ございまして、その中で非課税貯蓄の占めております割合が二百四十五兆円。これを種別で申し上げますと、民間のマル優がのちのち百四十二兆円、それから特別マル優が十兆円、財形貯蓄が七兆円、郵便貯蓄が八十六兆円。大ざっぱな傾向といたしまして、非課税貯蓄のうちおよそ六割が民間マル優、四割が郵便、こういうことになっております。

過去の状況を見ますと、この郵貯の割合というのは現在とそう大きく変動はいたしてございせん。五十二年当時、一時落ちた時期がございまして、その後また上がってきておる、こういう状況にございまして。

それからもう一つは、今おっしゃいました、これは税制調査会の答申でも指摘されておるわけがございまして、個人貯蓄のうち現在非課税貯蓄が大体六割を占めておるわけがございまして、これは四十年代の初めはたしか三二%、大体三割ぐらいの水準になっております。したがって、個人貯蓄の中で非課税貯蓄の占める割合が、ここ四十年代を通じて大体倍ぐらいの水準になっておる。それは国民の貯蓄高がふえるというところが一つ、それから時間的経緯の中に非課税貯蓄の枠の拡大という制度拡大もございまして、そういう影響もございまして、現在個人貯蓄全体の六割までが課税の範囲から外れておる、こういう状況でございまして。

○川崎委員 大体一割程度ずつふえていますね。そうしますと、今非課税枠の預貯金の口座数は何ばあります。○梅澤政府委員 非課税貯蓄の民間の方で申し上げますと、いわゆる申告書の件数でございまして、二億一千七百二十六万件でございまして、一

ております。

○川崎委員 新聞報道によりますと、二月二十五日、政府・与党連絡会議があった。これは大臣も御出席ですね。

○竹下国務大臣 ちょっと必ずしも正確に記憶しておりませんが、予算委員会等でつぶれたことが一回か二回ございしますが、可能な限り出席はいたしております。

○川崎委員 これは、村山調査会が五、六月に税制の抜本改革の本格的検討に入る、こういうことを藤尾政調会長が記者会見をして言っておられるわけです。そして税制改革は党主導でやるんだ、小役人が何を言うかと大変強い御主張でありました。頼もしいなと思って読んでおりますけれども。

ここでも首相は、税に対する私の考え方は間接税だけではない、減税も含めて全体的に発言しているのに増税だけが取り上げられているといつて大変御不満を漏らしておられるのでありますけれども、そうしますとこの村山調査会というのは、そういう政府・与党連絡会議、これは予算委員会の方でも何回も何回も議論されていることでありますけれども、これは五、六月に発足をするとはいふうに受け取っておりますけれども。

○竹下国務大臣 党の政調の中で、村山さんという人は大蔵大臣としても私の先輩でございますが、もともとが税の専門家であつたり財政の専門家であるといふので、いわば財政のいろいろな類型といふようなものを村山調査会で勉強していただいて、党として参考にしようじゃないか、こういうことがありまして、そのときは税についてということには必ずしもなっていないかと思ひます。したがって、その村山調査会というのはそのままだに残つておられるのでありますので、それがいつから検討に入られるのか、あるいは私としては政審・政調会議でいろいろ議論をなさる、それとどういふふうなタイミングを合わせてこれから政調で検討されるのか、にわかに判断がつかないで、別にこの六月からといふようなことを確定して私からお答えするだけの自信はございません。

ません。

それから、総理がよく言っておりますのは、いわゆる直間比率問題というのが、臨調で一遍答申にそういう言葉が使われておりますけれども、何となくひとり歩きしてしまつて、世間には間接税による増収措置といふふうなことだけが先行しておる。私も気持ちとしては減税もやりたいのだ、所得減税という意味でございましょう、やりたいのだ、その気持ちはある、だから税制というものをまず抜本的に勉強してもらふ必要があるということ、予算委員会等でもかねてお答えになっておるといふことを、私もそばにおつて感じておるといふことであります。

○川崎委員 党主導だ。先ほど与野党の幹事長・書記長会談の今回の減税問題についてもお答えになられたわけですが、そこで、村山さんの談話とこの間接税の発想の根本は、何と言つても大幅な財政資金不足をどうするかにある。特に六十一年度以降は、国債償還のため多額の財源繰り入れが必要になるが、所得税や法人税の増税はほぼ限界。現実的には新しい間接税の導入によるしかない。

そういう状況だから、仮に大型間接税を導入する場合、それと見合ひに、法人税を大幅に軽減するといふのは、どんなものか。いま暫定的に一・三ポイント引き上げている法人税率を元に戻すことは可能だろうか。しかし、それ以上の税率引き下げをする余裕は乏しい。また減価償却期間を約一割短縮するだけで一兆五千億円の減収になり、償却期間の短縮もやさしいことではない。

もっとも、日本の税制が今のままでよいとは決して思つていない。本当を言えば低所得層の所得税率を引き上げたり、法人課税を大幅に見直すなど、米国のようにドラスチックな改革をするべき時期に来ている。云々とまだ後が続くのですが、こういうことを言つておる。大幅な増収だ、党主導ですよ。増

収だ、こう言っている。

一般消費税のときを振り返つてみますと、五十四年の秋、ちょうど総選挙前に、一般消費税の導入による赤字財政からの脱却、こういうことであつた。ですから、この一般消費税の導入のときには、赤字財政からの脱却という増収、五兆の三兆円程度という計算も出しておつたわけでありました。

そうしますと、今大蔵大臣は、税収というよりも、むしろゆがみ、ひずみの是正だということに大変力を入れた中期答申を引用されてお答えになつておられるわけでありまして、しかし党の方、藤尾さんに言わすと党主導だ、こういうふうに言つておられるのであります。党の方は、大型間接税というのは財政資金不足を片づけるためだ、こういうふうに言つておられるのでありますけれども、そうしますと、総理や大蔵大臣が国会で答弁をいたしておられますことは大変食い違つてい

る、こういうふうにおもひますが、いかがですか。○竹下国務大臣 まず、私もかねて考えておりましたが、いわゆる五十二年の十月四日の「今後の税制のあり方」についての答申」といふのを見ますと、「以上の審議を踏まえて、国、地方を通じると、財源不足の事態を改善するため、一般消費税として新税を考へるとした場合、基本的に」どうなるか、こういう答申をいたしておられるわけです。やはりそういうときいろいろ議論が、そこで財源不足に充当するためという議論が行われておりましたから、いわゆる税調におきまして、そういうあつた呼吸の中で答申を、これは五十二年答申でございまして、いただいたなと思つております。

今度の答申はまさにそうでなくして、もう一遍あえてガラガラポンにしましてえというわけじゃないですか、いわばゆがみ、ひずみのできた基本にさかのぼつて議論をしない、そういう時期が来た、こういう答申でございまして、私はそれはそれなりに素直に受けて、今の藤尾さんあるいは村山さんの議論も議論でございまして、

それらを、あるいは国会の議論等を正確に税調にお伝えして、そこで基本的な議論をしてもら

う。それで財政再建に、その中の手法としてどういふものを採用するかとか取り入れるかといふことは、まだ私は国民の皆さん方に問答している段階じゃないだろうか。すなわち、要調整額がこれだけになります、一体増収によってやりましようかあるいはさらにサービスをカットしましようか、どうしましようかという問答をしておる段階であるから、その問答をしておる段階で、政府そのものがこういうもので対応していきたいといふのは、やはりあらゆる政策が国民の理解と協力なしには実現が不可能でございまして、したがって、まだどれを選択するか、それが国民のコンセンサスであると判断するかという時期にまでは来ていないのじゃないか。

その意味においては、私も大蔵大臣になつてみて、毎年同じような収支試算なんかを出して御議論していただいております、本場にまだ問答の素材を提供しておるだけで、そこには一つの意思といふものがあつていないかといふことを、みずからを顧みながらそういう感じを持つて対処しておるといふことです。まず税制改革ありきで、その後財政再建の問題とどうつないでいくか、どの手法をとるかといふのは、まだ国民の皆さん方と問答をしておる時期だ、こんな感じを持つております。

○川崎委員 国民の皆さんと問答しているといふ。しかしそれは政府税調も動き出しますよ。小倉会長もこの間の参考人としてお見えになりましたときには、早い機会にと、動き出したいことを言つておられるので、総理大臣の方から諮問があれば動き出す、こういうことになると思ひます。

今度の昨年暮れの政府税調の六十年年度についての答申と、それから自民党税調の答申という二つ並べてみますと、違ふのですよ。政府税調は、税収のことも触れておりますけれども、言われたような是正といふところに少し改革の重点を置い

た議論をされておる。しかし、自民党税調の方は、必要な税収を安定的に確保することというのがまずばんと頭に来るわけですね。そうしますと明らかになるわけですよ、そこところは。ですから、非課税貯蓄の問題についても、これは前にこの委員会でも議論があるわけでありすけれども、政府税調と党の税調は違つた。そして大蔵省は政府税調ではなくて、党の税調の方に従つたわけなんです。そうすると、税収の問題と税体系論の問題というのは明らかに食い違いが出てくるので、すね。いかがですか。

○竹下国務大臣 私は政府税調と言わず、党税調と言わず、税収の安定的確保というのは底辺には存在しておると思ひます。が、問題は、それは増収とかそういうことを意味するわけではないわけでございますけれども、ただ政府税調の方は、やはり国税、地方税のあり方について、そういう諮問に対しての答申でございまして、いわばそういうことが問題の本質に存在しておる。党税調というのは、政党内閣でございまして、これは与野党を問はず、やはり自分が今政権を担当しておるといふ立場、あるいは将来とするとする立場で国民に対して示す政策であらう。だから、政府税調が理論的で片方が非論理的という意味ではございませぬけれども、そのベースの違いは存在するな、こう思ひます。そして選択をどうするか、こういうときには、やはり最終的には、今まで政府税調から出していただいたことをすべて採用しておるわけではございませぬが、それは政府自身が判断をなさなならぬな。

いつも私感することですが、あるいは非礼に当たるかもしれないが、この大蔵委員会等の議論で、どちらかといえば野党の皆さん方との問答が多いわけですが、それを聞いてみると、それが一つの世論を惹起して、今度はそれが政権与党の方の議論に反映してきて、それを選択しているから政権が長ちしているのかなという感じもときに持つわけですが、それは私は悪いことじゃないな、仮に攻守所をかえたといひましたしてもい

いことじゃないかな、そういうふうに考えております。

○川崎委員 大変うまいぐあいに逃げられたわけでありませぬけれども、それじゃ少く具体的に、一般消費税とEC型の問題、これは上田委員も随分やりましたが、大蔵大臣はうまく答弁せぬで逃げたわけですね。

具体的にあれはありますが、去年の三月一日の衆議院の予算委員会では、社会党の稲葉委員の質問に対して、EC型付加価値税は五十四年の十二月国会で導入してはいけませんと決議をした一般消費税(仮称)を含んでいふと、これを読んでみますと、

国会決議のいわゆる中身については国会自身でお決めになるべき問題で、政府が国会決議を勝手に決めたりしたらこれはいけません。

○稲葉(誠)委員 今あなたのお話だと、それがインクルードされておればEC型付加価値税はできない、こういうふうになりませぬ。

○竹下国務大臣 インクルードされておるといふ印象を少なくとも私は持つております。ただ、国会で中身が違つてくれば、それは別問題でございませぬ。

こういうことで、否定をされた一般消費税とともにEC型付加価値税も含んでおる、こういう答弁をあなたは去年の三月されておるのです。これはもう変わらませぬ。

○竹下国務大臣 これは類型をお示しいわゆる多段階、ということはいわゆる一般消費税(仮称)も多段階でございまして、EC型付加価値税そのものが多段階でございまして、そういう意味においては典型的にはインクルードされておるな。しかし、あの類型のときには別建てで一応は六類型としてお出ししたわけではございませぬけれども、そういう観念は今でも私には多段階という意味においてはございませぬ。

ただ大事なことは、私も長い間、最近はずっとありますが、あの決議をこの委員会でも私も参加してつくらしていただいたときは、国民の理解を

得ることができなかった、よつて、この手法はとらない、いわゆる一般消費税(仮称)はと、こういう決議であるわけではございませぬから、あれは読み方によつては国民の理解を得られたらやつてもいいじゃないかという読み方にもなりますので、したがつてその辺は、社会経済情勢において税制というのは国民のニーズも変化してきますから、随分いろいろなことを考へて本当はあの決議案はつくつてちやうだいしたものだといふふうに、私自身は今時印象を持つておりましたが、その議論は別として、多段階類型のという意味においては、EC型付加価値税といわゆる一般消費税(仮称)は多段階であるという点においては全く一緒だと私は思つております。

○川崎委員 これはもう少し先にまた議論になるわけでありませぬが、そこで所得税、法人税の減税をあわせてやる、こういうことですか。

○竹下国務大臣 政治家として中曽根総理が減税したい、所得減税やりたい、これは私はあり得るいい話だと思ひますが、税調で議論してもらつたときには、ここでの議論等は正確に伝へて、もちろんそれは税調の先生方の心の底に入る問題になると思ひますが、そこで所得減税といわゆる間接税増税とを抱き合せて議論してくだされませぬかといふことは、税調に対しては言つてはならぬことじゃないかと思つております。

○川崎委員 そこで、いわゆる白紙だ、こう言いますから、白紙だといふことになる税調が出すまでは何も言へぬ、こういうことでは、国民の皆さんにという議論にならぬわけですよ。やはりそこそこは国会における議論というものを踏まえて、それをまた税調が受けとめるといふことではなくてはならぬわけでありませぬから、税調がお出しになるまではじつとして、これではいいわけですね。そうしますと、この税制改正の方向、先ほど中期答申を踏まえて言われておるわけですが、今後の方向として今述べられたわけでありませぬが、成長性に富む文化やスポーツやレジャーや外食産業や情報産業関連の商品、サービスに新税を

かけるべきであるという意見が政府税調にある。そうしますと、その新税の方向というのは、政府税調が出るまでは大蔵省としては何も言へませんという態度なのか、あるいは大型間接税となつておらぬわけですから、多段階、網羅的という議論じゃないわけですから、そうしますと物品税や娯楽施設利用税、料飲食等消費税など現在の税制の枠組みの中の増税、そういうものもあるのかどううか。

○竹下国務大臣 やはりそれはとどきの情勢によつて、既存税制の中で増もあれば減もある場合もそれはあり得ると思ひますが、今度の税調の御審議というのは、国会の問答はこれは正確に伝へよう、それから臨調とか財政審とかほかのいろいろなのもございませぬ、それもお伝へたいと思ひます。その国会の問答も私に気がつて言つておきますのは、今のところ税調のテキストブックといへば、五十八年十一月に出た中期答申がテキストブックでありますから、あの範囲を出ないように出ないようになつてくれば、あつた範囲を出ない、できるだけ竹下税制理論、もともとは余りありませんけれども、そういうものが出ないようなお答えの中で、より各方面の意見が余計出されて、それが参考になれば幸いといふふうに思つております。

○川崎委員 それじゃ、少し勉強したいんですが、これは梅澤博士に聞くことになるのかどうか、EC型といふこと、しきりに議論されましたよ。そうすると、このEC型の付加価値税というのは、要するに戦争、戦費調達といふことと大變絡んだ、つまり戦費調達が目的だったといふことは、フランスや西ドイツやイギリスを見てもこれはそのとおりではないか、こう思ひます。それで第一次大戦中に実施されました一九一七年のフランスの支払い税の創設、これも第一次大戦中にやつたわけですが、さらには一九二〇年にそれがすべての商品の売り上げ、サービスの対価に課税する取引高税に名前が変わつていった。それから第二次大戦中には軍備税、それが一九六八年に付加価値税といふ今日の形になつておる。そういう意

味では、フランスにおいては戦争の戦費調達が出発であったということをお認めになりますか。

○梅澤政府委員 EC型付加価値税そのものは一九六七年の統一指令で、域内各国の内国消費税を統一するという格好で整理されたものでございまして、今委員がおっしゃいましたのは、その前にたどってきた歴史ということの御指摘かと思ひます。

非常に一般論になって恐縮でございますけれども、近代国家の税制の歴史を見ますときに、税制の大きな転換点というのは、一つは戦費調達と申しますが、戦時財政にどう対応するかということが一つの大きな区切りになっている事実が否定できないと思ひます。そもそも近代の所得税は、ナポレオン戦争のときの英国の戦費調達を嚆矢とするものでございまして、間接税のみならず各税につきましても、やはり戦争というものが一つの契機になっておるといふことは否定できないと思ひます。戦費調達の税制であるからということで、平和になった時点でその議論を引きずるというものは必ずしも正確ではないだらう。それはやはり平和になった財政の中で、税制というものはそれなりの役割を果たしておるといふふうに私は考へておる。しかし、歴史的事実として、戦争というのは近代国家の税制に非常に大きな契機となってきた一つのエレメントであるといふことは否定できないと思ひます。

○川崎委員 西ドイツも、第一次大戦の財源を賄うために、商品取引印紙税というものをやりましたね。イギリスは、第二次大戦の戦費調達のために、一九四〇年に仕入れ税というのを入れています。戦費調達がその税制のきっかけであったといふことについては、今主税局長がお認めのとおりだと思ひます。

そこで私は、日本とヨーロッパを比較してみますときに、これはなかなか条件が違うと思うのです。で、それは総理も、市場が違う、流通市場が日本の場合大変複雑だといふことを言っております。

したが、その点については、もう少し突っ込みますと、これはかつてジニ係数の問題で梅澤さんと去年やりましたけれども、今日日本の国内の賃金格差、それは業種間、産業間、そして地域間、非常に格差が出てきておる。広がってきておる。これは低成長の中でなお一層広がってきておるし、男女間の格差も非常に広がってきておる。その点はお認めになりますか。

例えば産業間の格差でいえば、鉄鋼や石油等についても言えますし、特に企業間の格差でいいますと、これはヨーロッパと非常に違う。だから、これがいわゆる網羅的などという問題をやりましますの非常な問題点になるわけでありましますけれども、ヨーロッパは横断賃金ですね。横断的な賃金ですから企業間の格差というものが余りないのです。ところが、日本においては企業間の格差、地域間の格差が大変大きい。これは所得の平準化という、去年議論をしたものをいずれたやらないければいかぬわけでございますけれども、そして最近、例えば半島振興法なんかにも出てきておるような、地域間の格差に対する不安というものが非常に地方に出てくるわけですね。そうしますと、そういうヨーロッパと置かれておる条件の違い、それは流通市場もそうだと思います。つまり日本の方が複雑であり、非常に開きがある。その点に認めておられますか。

○梅澤政府委員 委員がおっしゃいましたように、昨年この所得の平準化の議論をここでさせていたわけでございますけれども、高度成長期を通じて、これは賃金面から見てもそうでございますし、例えば家計調査にあらわれております世帯の収入等から見ても、格差が縮小しておる。特に高度成長期の若年労働者の供給不足という観点から、若年労働者の賃金が非常に上がったことが一つの引き金になったと言われておりますけれども、平準化が非常に進行しておりますし、一般にOECDなんかの資料を見ましても、先進国の中で日本は、ジニ係数から見まして所得の平準化が一番進行しておる部類に挙げられてお

るといふ事実は否定できないと思うわけでございます。

賃金問題になりますと、これは委員の方が専門家でいらっしゃいますので、ただ、私の個人的な感觸として申し上げますと、その賃金格差という問題は、今いみじくもおっしゃいましたように、業種間の格差とかいう問題は、それぞれの企業のそれぞれの経済局面によってやはりいろいろ変動があるのだらうと思ひます。平準化の議論というのは、むしろ構造的に日本の国は一体どちらの方を向いておるかということになれば、税制調査会の答申なんかでも指摘されておりますように、昭和三十年代と昭和五十年代と比べました場合に、家計調査の第一位と第五位の収入の倍率は半分に縮小しているわけでございますから、基本的にやはり平準化は進行しておるといふふうに考へるべきではないかと考へております。

○川崎委員 それは高度成長の時期を言っておるのであって、低成長になってから——つまり、政府税調がやっておりますのは高度成長の時期、しかもそれは去年も議論しましたように、賃金でやっておりますよね。金融資産を入れましたか。去年金融資産の議論をして、つまり勤労所得だけの議論ではいけない、金融資産の問題を当然入れるべきだといふ点、政府税調に、議論に入れることを私は要求したわけですが、その点はいれたのですか。

○梅澤政府委員 明示的にフローのほかにストックも入れた平準化の議論というものを、税制調査会が今日までの時点ではやってはおりません。ただ、税制調査会でもたまたま利子・配当の問題を議論していただきましたときに、総理府の貯蓄動向調査というのがございまして、これは特に勤労世帯と一般世帯、それから粗収入と貯蓄ストックの残高、時系列の表があるわけでございますけれども、これを見ましても、勤労世帯も一般世帯も通じまして、収入に対するストックの量がふえてきておるといふ顕著な傾向がございまして、そういったことをストックを含めたところでも逆の方

向に來ているとは考へられないのではないかと。ただ、委員がおっしゃいますような精密な分析はまだいたしておりません。

○川崎委員 先ほど非課税貯蓄の問題で、脱税所得や税漏れ所得が金融資産に形を変えようといふことを、大体そういう方向だらうとお認めになりましたよね。そこで、そうしますと、大臣が税制の根本的な改革の中で触れられた点にもあるわけですが、非課税貯蓄の問題についてはファイナルでない、今後さらに検討したいというのは、前回の委員会でも、ここにいると議論があつたわけですね。そうしますと、非課税貯蓄に対する税調の指摘もあります。そういう問題の解決、不公平をなくしていく、つまり勤労所得よりも非課税貯蓄などの方が有利であるといふ今日の税制のひずみ、そういうものは当然——そうしますと先般も、今後検討いたします、こう言いました、それは大型間接税というのか、あなた方はそれを使うのは嫌でしょうから、としたり税制の根本的な改革といふときに、この非課税貯蓄の問題も一緒に片づけるという方向に行くのですか、いかがですか。

○梅澤政府委員 先般私が申し上げましたのは、税制調査会の六十年の答申にもございまして、利子・配当課税の問題は、非課税貯蓄のみならず課税貯蓄も含めまして、最終的にどういふ方向へ持っていくかという、いわば中間的な答申内容になっておるといふ認識がございまして、それから、先ほど来御議論がございまして、仮に税制全般を見直したとする場合に、所得税の基本的見直しというのは当然日程に上ってくると思ひますが、そういったときに、利子課税そのものはすぐれて所得税制の問題でございまして、それとの関連で検討事項として上ってこざるを得ない。ただし、その方向はどうかという問題につきましては、今後の税制調査会で御議論いただく、そういう意味で、今後の検討課題になるということをお申し上げたわけでございます。

○川崎委員 当然のことだらうと思ひます。

そこで、サラリーマンから見た不公平ですね。これについては必要経費論なりいろいろあるわけでありまして、その議論を今細かにしておくことはできませんから、残された時間で問題を詰めて伺いたいのでありますけれども、例えば営業所得を申告所得といたしますと、源泉所得等の勤労所得と申告所得の営業所得を見ますと、勤労所得、源泉所得には大変不公平があるという感じがあるわけですね。例えば、減税がなければこし増税になるという議論はもう繰り返しこれまで予算委員会等でもあったところです。ところが、申告所得の場合ですと、必要経費というものは自主計算をして、自主申告でやるわけでありまして、その問題は出てこない。そういったしますと、根本的な税制改革、つまり大型間接税を入れるという前に、あるいは入れるときにはどうか、それ以前の問題として、当然この勤労所得の不公平をなくす。

だから、そのためには、私はやはり、この議論もこれまでこの委員会でも繰り返されてきたと思うのでありますけれども、妻の働きというものの、つまり所得の分割という問題については、所得税の減税という議論をいたしますときには、当然この勤労所得者の所得の分割ということが行われるべきだと思われ、そしてまた、当委員会でもこれまで議論がありました二分の二乗方式というものを当然入れるべきだ、こういうふうに思いますが、いかがですか。

○梅澤政府委員 今おっしゃいました課税単位の問題は、昭和五十年代に入りまして中期答申を三回いたしておりましたが、税制調査会でもその都度検討テーマとして御議論いただいておりますのでございます。

ただ、今日までの審議経過から見まして、我が国において直ちに二分二乗方式あるいは世帯単位課税に移行することについては、従来までの審議経過から見ますと、税制調査会の考え方は消極的でございます。それはいろいろ議論があるわけでございますが、課税単位の問題、今おっしゃい

ましたように、共稼ぎ世帯とそうでない世帯の所得負担のアンバランスの問題があるわけでございますけれども、ただ、共稼ぎ世帯でない場合の主婦労働というものは、仮にそれを帰属所得とすれば、それは現在課税対象になっていないということからすれば、その面からの不均衡という議論は、必ずしもそう言えないのではないかと議論点の一つでございます。

それから、諸外国で、なるほどおっしゃいますように二分の二乗とかN分のN乗とか合算分割、いろいろの制度がございますけれども、それはそれの国の非常に歴史的な経緯がございまして、あるいは夫婦財産の共有制、別産制のような問題も絡んできて、現在のような制度になったという経緯の国も複数以上ございます。

そういった点から考えますと、我が国の場合、稼働者単位というのは、それはそれなりに非常にわかりやすいという問題が一つございますし、もう一つは、税制の効率性という点から見ますと、稼働者単位でありますればこそ、所得税の九割以上を占める給与所得者のほとんどの方が、いわば年末調整で課税関係が整理される。そういった税制全体の効率性という観点から見まして、今直ちにこの課税単位の問題を考えるということではなくて、むしろ税負担の議論とすれば、各種の人的控除の水準が一体どうあるのか、あるいは税率構造をどう考えるのか、そういった問題に議論の焦点を絞っていくというのが、従来の税制調査会の考え方でございます。

○川崎委員 勤労主婦の問題は、これは確かに共稼ぎ家庭がふえております。しかしそれは主婦のパート減税、前の国会でも処理されたわけでありまして、その中にもいわゆる勤労主婦と勤労主婦の問題が一つ出てきているんですね。ですから、それとパートとか内職とか、それは税調でも雇用政策の問題として少し検討してもらわなければならないかぬという議論もあるわけですが、共稼ぎの問題というのは、これはまた勤労主婦の控除ということで別個に考えればいいことだと私は

思うのです、優遇していくことですね。ですから、家庭にあって妻が支えておるということについては、これは営業所得なりそういうものが所得を分割してやっておる今日のあり方というものが対する不満は大変大きい、こう思うのです。スウェーデンは両性平等で稼働者単位に戻ったわけですよ。それから西ドイツは憲法で二分の二乗を定めておりましたし、アメリカでは複数税率で、どっちかといえは二分の二乗のなんですね。そういう意味では、ただヨーロッパのEC型の付加価値税を検討するということだけではなくて、そうしたヨーロッパにおける二分の二乗のなすような問題も、当然勤労所得に対する不満というのが今あるわけでありまして、それを税制の根本改革と言うのであれば、当然そこそこに入れてく

でなければ、源泉徴収というの、昭和十五年、これは戦時の措置として源泉徴収制度というものが入ったわけですね。本来は申告だったわけですね。そうしますと、この源泉徴収というの、戦争、つまり効率的ということをやられました。戦争のときに制度を変えるのが一番そういうきつかけだったとあなたは言われたけれども、まさにそのとおりで、それ以来四十五年も続いているのですから、そうしますと、中曽根総理はシャープ税制のねじれ、ゆがみを直すのだ、こう言うのであれば、第二次世界大戦中の昭和十五年に始まったこの源泉徴収というものが、ひずみ、それをただ取る方の側の効率というだけであることは納得できない、私はこう思うのです。ですから、EC型のそういうものを検討する、こう言うのであれば、当然妻の問題、夫婦の問題という稼働者単位について、欧米のそういう問題も当然検討すべきだ、こう思うのですよ。大蔵大臣、いかがですか。

〔中川（秀）委員長代理退席、委員長着席〕
○竹下國務大臣 前にも御議論がございまして、いわゆる二分二乗の問題等、それを正確に報告しま

すと、やはり今梅澤局長からもお話ししましたが、正確に答えと申しましたら、これは五十八年十一月答申でございまして、まさにそういう議論があることは、そういう二分二乗方式を採用すべきであるとの意見もあるという前提の上に立つて、しかしながらというところで、先ほど梅澤局長からお答えしたような考え方に基いたもの答申をちょうだいしておるわけでありまして、だから二分二乗問題というのは、私は今までの税調の経過からすれば、承りつつも、それに対しての答えは必ずしも積極的とは言えないというふうに、私も事実認識をいたしております。だが、こうした意見のあったことは、これは十分お伝えすべきでありまして、そういう意見があるという事実認識は中間答申を見てもございまして、それが議論されるかどうかの問題は税調の自主性にお任せするといったしまして、正確に報告すべき議論ではあるという認識は私も持っております。

○川崎委員 なお源泉徴収の問題についても、これはいろいろと議論したかったのですが、もう時間がございせんので、改めてまた機会を見たいと思っております。先般当委員会、参考人でおいでいただいた方の中に、コンピュータの販売会社が大量過度な宣伝をして、つまり痕跡を残さずにいつでも会計記録を訂正できることを売り言葉にしている、こういう指摘があったわけでありまして、余りよろしくないと思っております。いかがですか。

○富尾政府委員 先般の当委員会におきます参考人の御意見の中に、そのような御発言があったことは私も承知しております。最近のコンピュータのことでございまして、いろいろなことがございまして、コンピュータは一種の計算機でございます。そのもとに取引の基本的な記録をございまして、証券書類等は必ずあるはずだと基本的に認識しております。そういう全体の中で私どもとしても的確な税務調査をしていくという形で、そのよう

なものに対しては対応していくべきであるし、また、そういう方向で現在努力しておるといふ状況でございます。

○川崎委員 きちつとしてはいいと思います。総理が、アメリカの税制の簡素化ということについて検討したい、こういうふうなことを言っておりました。しかし、アメリカは行政改革の中で税務職員を例外として二千二百人増員しておる。脱税を押さえる、こういうことでございますが、日本の場合、本委員会でも、税法改正の場合には必ず附帯決議をつけてきたんです。ところが、振り返ってみますと、税務職員の数は一、五五五年がマインナス九、五十六年がゼロ、五十七年が二十七、五十八年が十一、五十九年が十六、こゝしは十一。実調率は個人が四〇％、法人が一〇％、こういうことでございまして、五十七年度を見ると、法人税で三千五百億、所得税で二千二百億、源泉で六百五十億、その他で二千億、総計七千五百億、こういうのが出てきたわけです。そうしますと、やはり実調率を上げますために、私は税務署の職員をふやすことは必要だと思ふのです。何も強制的なそういうものをふやせということではなくて、いずれにしても脱税というのはいけないのですから、そうするとやはり脱税ができないという状況をつくらなければいかぬと思ふのです。そのために、一つは税務職員の増強が必要だと思ふのです。

例えば、話は違いますが、品種改良を見ますと、行政改革の中で日本の品種改良というのは非常におくれてきたのです。つまり行(二)をほとんど切ったわけですね。品種改良というのは人海戦術ですから、中国とアメリカが組んでハイブリッド、F1というのをつくったわけですね。私、この間種子島へ参りましたときにサトウキビの試験場に参りまして、現地の苦勞も見てきました。その中でも感じたわけですが、行(二)を切つて、つまりそういう大事な品種改良というものができていない、おかれておる。中国はヘクター当たり四百五十キロであったものが、もう今は五百五十ぐらいで、日本と同じぐらいのところへ並んで

きたのです。イギリスもドイツも、食糧の自給率は品種改良でうんと上げてきているのです。日本が非常におくれてきているのです。そういう面も今行政改革の中で欠陥が暴露されてきているわけですね。

税務職員の問題も本委員会でも決議がずっとあるわけですから、決議があるだけに大蔵大臣としても、しかもあなたは戦後最長、最多の大蔵大臣でもあるわけですから、決議を尊重して、この増員を図つて実調率を上げていくということについて、具体的なものなあなたの見解といたしまして、抱負といたしまして、お考えをお聞かせいただいて、終わりたいと思ひます。

○竹下國務大臣 納税につきましては、それこそいわゆるモラルの問題もございまして、いろいろな環境の整備とか、あるいは教育指導とか、そういうことも大事なことでございまして、事実問題として、いわゆる税務職員の増員問題は我々として、なかなか税務当局としては一番こいねがっておる政策課題の一つであります。そしてたびたび本院のみならず、こういう問題の際には両院においてそれをサポートする意味の、それが必要であるという意味の御決議もいただいております。その背景があるからこそ私は、一けたでなく二けたずつの実増が行われておると思つて感謝をしながら、いつも感謝をしながらあきらめるわけでございますから、余りいい答弁にはなりません、そういう実感を持っております。

行革推進のさなか、どうしてもまず院より始めよということになりますと、大蔵大臣としましては、それに対して非常に厳しい姿勢をとり続け、そして自分の守備範囲の中には増員を最大の政策課題としておる国税当局を持っておるわけでございまして、その悩みの中でのいろいろお願いをして、そしてああいう決議の支えがあったからこそ今日二けたずつの伸びがある。しかしこれは、きょうの意見等をやはり踏まえて、私もいずれの日か声を大にして、奮勇を振るわなければいかぬじゃないかという心境をいつでも持ちながら今日まで

継続しておる、こういう偽らざる心境を率直に申し述べます。

○川崎委員 終わります。

○越智委員長 矢追秀彦君。

○矢追委員 初めに、先ほどもお答えをいたしておりましたが、本日、幹事長・書記長会談におきましての自民党の回答の中においての所得税減税、いわゆる政策減税について、大蔵大臣としてはどう受けとめ、今後どのように、特にいわゆる政策減税については六十年中に実施、これが口頭の回答になっておりますので、その点も含めましてお伺いしたいと思います。

○竹下國務大臣 一つの場合でも、政府といたしまして今日御審議いただいておりますのが今日の時点においては最善のものであるという考え方で御審議をいただいております。しかしながら、より高度なところにおきましては議論がなされ、そしてそれが最高の政党の責任者の方々の会合となり、政権政党の代表者たる幹事長からお答えをする、こういう結果のものにつきましては、まずはこれに対しては最大限尊重すべきものであるという基本認識を持っております。

それから二番目のいわゆる口頭説明でございますが、まさにこのことも、どういう形で今後会合が持たれていくかというのには現在私の予測するところではございませぬけれども、その結論は最大限尊重すべきものであるという認識は十分に持っております。

○矢追委員 今言われたのは、原則論としては当然であり、それ以上は大蔵大臣としてはなかなか言えないと思ひますが、特に私は、今、後で申し上げました、六十年中の実施ということになりますと、政府としても今まで減税はしないと言いつつ、切つておられただけに、財源も含めて仮に与野党のいゝわゆる実務者会談で成案が出たといつたしましても政府の方からクレームがつくことも予想されないので、特に六十年中の実施となりますと私

はかなり早い時期にやらなければならぬのじゃないかと思つたわけですが、その点いかがですか。

○竹下國務大臣 これは各党のまさに政調、政審会長、実務者という表現もございしますが、それこそ専門家の皆さん方の御議論でございまして、我々がノーと言わなければならぬような御結論が出るというふうなことは私は予測もいたしておりません。したがって、あくまでも尊重すべきものであるというふうな姿勢でこれに臨むべきであらうというふうに思つたわけでございます。

ただ、何分にもきょうできたばかりでございますので、恐らく政府も出てこい、意見を言えとか財源をどうするかとかそういうような会合も持たれるでございまして、けれども、どういう形で進んでいくかということについては、まだ与野党も答えしたばかりでございまして、具体的なスケジュールといひますかシナリオと申しましようか、それは恐らくできてないんじゃないかというふうに考えております。

○矢追委員 この問題は、今言われたとおり今後の問題でございまして、これ以上は詰めませんが、せつかくお互いに大変な努力をしてきたものでございまして、どうかできる限り国民の納得するような形での減税をやつていただきたい、これを強く要望する次第でございまして、

次に、これは二十日の予算委員会の集中審議において大蔵大臣と議論した問題の続きといひますが、差し返しのなるわけでございますが、租税負担率の問題でございまして、これについては、大蔵大臣なかなか答弁をはつきりされないます時間がたつてしまつたわけでございますが、ただその中で、議論を詰めたがこれからだんだんやつていくんだ、このようなことを言われましたので、私はここでもう一度議論をさせていただいて少しでも明確な方向を探り出していきたいと思ひますので、質問をさせていただくわけでございます。まず最初に聞きたいのは、臨調答申の租税負担率を上げない、この租税負担率を上げない範囲というのはいくらぐらいを指しておられるのか。例え

ば今年度は昨年度から〇・四上がったわけですが、これはその範囲にはない、もちろんあつたら臨時答申の違反ですから、そう政府はお考えになつておると思うのですが、〇・四ならいいのか、一ならだめなのか。ということは、増税というのは租税負担率がどこまで上がるというふうにお考えになつておるのか。この辺含めて御答弁いただきたいと思ひます。

○竹下国務大臣 いわゆる「増税なき財政再建」とは、当面の財政再建に当たっては、何よりもまず歳入の徹底的削減によつてこれを行ふべきであり、全体としての租税負担率の上昇をもたらすような税制上の新たな措置を基本的にはとらない。こういうことでございまして、この中でございまして調整をございまして自然増収でございましてかという問題につきましては許容されるものである。ただ、結果として出てくるものでございまして、何ぼまでいいとかいふ問題を今議論しようと思つてお答えしたわけではございません。

○矢追委員 そうすると今の御答弁は、この前のまた蒸し返しになりますけれども、第一の、自然増収による負担率の増は、極論いたしますと少少パーセントが高くてそれはその臨調で言つておるものには当てはまらない、こう解していいのですか。まずそれが一つ。

○竹下国務大臣 極論すればそういうことであらうと思つております。ただ、それがもう一つの国民負担率の方にかかつて、それが著しいものになるまで待つておくというふうなことはやはり許されないのではないかなと思つております。

○矢追委員 そう言われると何かまた、ごまかされるとは言ひませんけれども、ちよつとまた議論が別になつてくると思ひます。国民負担といつても、社会保障負担率よりも租税負担率の方が圧倒的に多いわけですから、この前もちよつと、私今ここにデータを持っています、過去に租税負担率三〇ぐらゐ上がつておつた時点で減税されておると思うのです。私は、一%以上超えたと減税

の方に向けなければいけない、だから、例え一の今言われた自然増収であつても、租税負担率が一%ぐらゐ上がればこれはいわゆる増税という形になるのだ、こう考えるべきだと思ふのですが、重ねて伺ひます。

○竹下国務大臣 中期的に見れば、矢追さんの議論、私も否定いたしません。が、当面の財政再建という、当面が何年かというのとは別として、その辺を考えたときに、中長期的に見ればこれは所得の伸びによつて上がつていくわけではございますから、その辺は私は中長期的に、何%ということは別として、上がつていくのをいつまでも腕をこまねいて、これはすべて自然増収ですから別でございまして言つておる姿勢は現実問題としてとれないんじゃないかなという気はいたしてあります。

○矢追委員 だから、まさしく今のようになったら国民から不満が出るに決まっていますから、その時点では減税をやらねばと思ふのです。だから私は、租税負担率がどれぐらゐのめどで上がれば、それは国民の負担も高くなるから、これはもう増税になつたと同じだから減税に回すべきであるというところで、目安を決めるべきだ、こう言いたいわけですが、だけれどもなかなか認められませんか、次に議論を進めます。

次の二番目の、いわゆる新税ではなくて現在ある税制の中の税率アップ、それから物品税などについての品目の拡大、そういったものによるいわゆる増収といふものは租税負担率の上がつたのは、今の臨時答申の中から外れる、今の自然増収と同じように第二番目は外れるというお考えのようには大蔵大臣の答弁この前も考えたのですが、これは変わらませんか。

○竹下国務大臣 この前も大筋そのようなお答えをいたしました。

○矢追委員 そうすると、結局三番目に残る新たな新税、一般消費税であるがE・Cの付加価値税であるが、要するに新たな税、また品目の拡大という意味じゃなくて全然違つた新たな税はやつ

ちやいけない、大型間接税というのはどういう形になるのかは別といたしまして、そういう新税は、極論いたしますと、たとえことしのようにな〇・四%の租税負担率のアップであつても臨時の言うやつちやいかぬ項目に入る、こう考えていいわけですか。

○竹下国務大臣 これはいわゆる政治的な答弁でなく、厳密に言えばその範疇の外にあるというふううに言へると思ひます。

○矢追委員 ということは、臨時の答申をそのまゝいけば、今後財政再建の期間、今のところ昭和六十五年が赤字国債脱却ですから一応それが財政再建の一応のめどの期間とすれば、その間には一切新税の導入は認めない、これが臨時の答申であつて、それを尊重される政府としてはその線でいく、こう理解してよろしいですか。

○竹下国務大臣 これはその後の推移というものからいたしまして、抜本見直しということがあれば、抜本見直しというのはいわば公平、公正という角度からそれが行われていくというところはあり得る、そして、その結果としての租税負担率の上昇が結果としてあり得ることは、私はあるというふうに言わざるを得ないのではないかと。全くありませんとは私は言えないというふうにしてあります。

○矢追委員 そこが非常に問題のところとして、今の御答弁だと、いわゆる税制を根本的に変える、そういうことであれば、いわゆる新税の導入だけをやるのじゃなくて、もとの方も全部入れかえてしまふ。例えば所得税も、総理の言つておられるように、アメリカ方式で簡単に段階を非常に少なくしてしまふ。そういうふうなことで所得税の方も抜本的な改正をやる、法人税も抜本的な改正をやる、そしていわゆる消費税、物品税等のそういういわゆる間接税といふものも抜本的に見直す、そういうことであれば租税負担率が上がつていい、それは臨時答申に違反しない、こうでいいのですか、今のあれでは。

○竹下国務大臣 税制調査会の答申に基づいて税

制の抜本改正をやる、その場合は、私は、これは個人の考え方ではございますが、まず少なくともそういういわゆる抜本改正の作業に入るとかいう問題は、行革審——今臨時のフォーアアップ機関ですから、行革審あたりには意見をお伝えしておかなければいかぬ問題だらうというふうにしてあります。

○矢追委員 今言われた、まさしくその意見を言つておかなければいかぬというものは、今言われたように臨時の基本的な答申の方向は少し変更してほしい、こう解していいわけですか。

○竹下国務大臣 最初は変更してほしいとは言えないのじゃないか。要するに、抜本見直しをするということになりました、それは許可がないとできないというのじゃございせんけれども、それはやはりあつた答申をいただいた限りにおいては、はまずやつておかなければいかぬ、そしてその出た結果はもうお伝えをしなければならぬ問題だらうというふうに思ひます。

○矢追委員 今のところが私は非常に大きな問題だと思ふのです。今の、その手続を経ていくことは、結局政府は、税制改正を抜本的にやるという大義名分のもとに少々のいわゆる負担率のアップはやむを得ぬ、それは臨時の答申に反しない、こういうことで、片方では逃げながらされておる。実際は増税したい、大型間接税を導入したい、その気持ちがありと出ておると指摘せざるを得ないわけですが、だからこそ私は再三、この租税負担率の一つの原則という幅という目録というか、それを決めなければいけない。今までの経済計画では全部明らかにされておりましたが、今度の「経済社会の展望と指針」においては、ただ単なる言葉だけでヨーロッパよりかなり低い水準の公的負担率、こういうふうにごまかしておる。こういう点が非常に不満なわけです。だから、もしそういう税制の抜本的な見直しをやつて臨時答申の基本的な線を大変更するならば、私は、それこそ租税負担率というものもきちんとして上でなければならぬ、こう思ふわけですし、

またそういうことはしてもいいか。しかも財政再建、あと五年あるわけでしょう。これだつて赤字国債の脱却ということであつて、それで財政が果たしていいのかわからないという問題、これはまた話は別だと思ふのです。赤字国債を発行しないことと累積赤字をどうするか、これは別です。

そういう点を含めましてもう一度租税負担率について、今後議論を詰めるから明らかにしたい。くだらうと言われたのですから、今後の方針を伺つて、大臣、結構でございます。

○竹下国務大臣 また予算委員会に参りまして、またこつちに帰つてまいりますが、租税負担率というのは七カ年計画のときに二六カ二分の一というのがございまして、そのほか公共事業の二百四十兆とか、私もあの企画委員会に参りまして、いろいろ機会があつて、今でも悪いことをしたような気がしてないわけでございます。その間は、その後大変な狂いが生じてしまひまして、その二六カ二分の一の前提にはいわけ一般消費税（仮称）もございまして、それから成長率の問題からして、二百四十兆などはとても、百九十兆に下方修正しましたが、しかし、あの作業をされる段階には私も政界人としては大変生きがいを感じながら、その都度、後からでございますが、先生方のお話を聞いて勉強させていただいております。

今度の「展望と指針」をつくる際には、確かに定性的なものにして、定量的なものをやめたいとして、それで結局この問題というの、おつしやいましたとお六十五年までの第一期目標という表現は適切でないかもしれませんが、これは赤字公債依存体質から脱却するというだけでございまして、その本格的な財政改革とはちよつと離れて、まだそこまでもちろんいかないうけであります。したがつてこの問題も、こういう議論を重ねておるうちにのずから選択しなければならぬ課題になるのじゃないかな。だから今、幾らまでがおよそ予測される数値ですという

ものを出すだけの自信は政府の中にまだない、残念ながらそう私は言わなければならぬ。だから、矢追さんからその都度鞭撻されるような問答の中からのおずから出てくるものじゃないかな、そんな感じがしております。

また帰つてまいります。

○矢追委員 この問題はちよつと後回しにさせていただいて、入場税の問題について伺ひたいと思ひます。

十年ぶりの改正でございます。課税最低限を引き上げたわけでございます。課税最低限を引上げて残されたのか。十年前の議事録を読みましても、同じことが返つてくるかなと思ひますが、サービス税といたつて残すのだ、こう言われておるわけですが、まずそのねらい、どこにあるのか、お伺ひしたいと思ひます。

○梅澤政府委員 ただいま入場税の免税点の引き上げについて御審議を賜つておるわけでございます。御質問は、むしろ入場税は廃止すべきではないのかという趣旨とお伺ひするわけでございます。

ただこの問題につきましては、税制調査会の中期答申等におきまして、最近における消費の態様の变化、その一つとして消費のサービス化という点が指摘されておるわけでございます。一般論として申し上げますと、やはり間接税の中でサービス消費を対象とする税というのは今後の検討課題であらうというふうに一般的に位置づけられておるわけでございます。

税制調査会の中では、現在国税の体系を見ますと、サービス課税と言われるものは入場税と通行税、地方税に若干のサービス課税がございまして、そういう状況であると思ふと、むしろ基本的にはそのサービス課税というのは廃止という方向には少なくとも税制の持つべき方としてないではないかというふうに私は考へております。しかも現在の入場税は、特に映画や演劇等はたゞいま御審議願つておりますように免税点が高く引き上げて、比較的高い入場料金を拒税

力を求め税負担をお願いするものでございまして、私どもとしては、やはりこれは国税のサービス課税の少数ない税目の一つとして今後とも税制の中にそれなりの地位を占めていかなければならない税目であらうというふうに考へておるわけでございます。

○矢追委員 今、数少ないサービス課税と言われましたが、いわゆる消費税とサービス課税、それからまた今、サービス、消費、両方おつしやいましたけれども、この辺の定義をもう少し明確にしたいだけですか。

○梅澤政府委員 定義と申しますか、消費税は文字どおり消費支出に拒税力を求める税でございますが、実定法上いろいろな税制度がございまして、課税品目から除外したりあるいは免税点を設けたり、いろいろな税体系が考えられるわけでございます。その中で、サービス消費に拒税力を求めるというのが、一般的にいっていわゆるサービスに対する消費税というふうに言えるのではないかとと思ひます。

○矢追委員 では、今言われたのはサービスに対する消費税、こういう言葉でございますから、そういうことをあれにしまして、そのほかには現在のところとはあつたかと思ふと、いろいろわけですが、いわゆる料理飲食等消費税、娯楽施設利用税、それとも、ほかの品目があるのかどうか。

○梅澤政府委員 先ほど申し上げましたように、国税としてはもう一つ通行税、これがサービス消費税に分類されると思ひます。それから、地方税につきましては、ただいま委員が御指摘になりましたように娯楽施設利用税、料理飲食等消費税。そのほか、これは公共団体によってやつておるところとやつてないところとあるようでございますが、入場税という税目もございまして、

○矢追委員 今回残されたのは、数少ないいわゆるサービス消費税であるから残すんだ、こういうことでありますけれども、私は逆に、こういうものの品目をこれからふやそうとされておるのではないか、そして行き着くところはまた一般消費

税というふうな形に持つていきたい、こういう意図を感じるわけなんです。その前に、こういうサービスに対する消費税として、かけようと思へばかけられる可能性のあるものはあるのですか、ないのですか。

○梅澤政府委員 そういったものとして税制当局として具体的に検討したことは、今日までございません。

税制調査会においても、具体的な議論は行われておりません。ただ、五十八年中期答申では、今後サービスに対する課税問題が一つの検討課題であるという指摘はございまして、そのときに、「運輸、通信等」という例示はされております。ただし、これも税制調査会で具体的に、しからばどういうサービス産業のサービス商品に対して検討すべきであるというところまでの議論は今日まで行われておりません。

○矢追委員 広告税というのはどれに当たるのですか。

○梅澤政府委員 一般に広告課税と言われる場合に、広告をする側の企業の経費否認のような格好でやる議論も含めて議論されることが多いわけでございます。その場合はむしろ法人課税の問題になると思ひます。

一般に広告税と言われるのは、媒体課税と言われる場合もございまして、むしろそういうスポンサー側ではなくて広告をする側の行為に対して課税を求めるといふことでございまして、ただこれをサービス消費税と言つていいかどうかというのはかなり疑問があると思ひます。

○矢追委員 税制調査会でもかなり、最終的なものは出ていないにせよ、こういった問題が議論され

ており、しかも「運輸、通信等」ということでございまして、これからの新しい時代の中でよほどきちんとしておかないと——私もかつて物品税のときによく議論をした。要するに定義というか、そういうものがあいまのままでんだんだん拡大されてきておる。しかも大型間接税もやりましたという政府のいさな気持がその裏にあるわけですから、そういう点は非常に問題がある。例えば物品税というのはもととは奢侈品にかけられたものが、いつの間にか大衆課税になり、最近では奢侈品というところをおっしゃらなくて便益品にかけるといふようなことになってきただけにおっしゃっておる。そのようになってきただけに、このサービス消費税というものが今のうちに非常にきちんと、もちろん広告課税が、それがサービスなんだという断定ではなくて、一つの例として今そういうふうな難しいように言われただけに、このサービス消費税というものは数少ない、しかし、これは拡大をしたいという気持ちがあるわけですから、きちんとしておかないといかないと思ひます。

そういう面では、サービスというもので利益を得ておる、そのサービスに税金をかけるんだという。それは先ほど言われたように、サービスを売り物にして仮にもうかっておったとしても、それは法人税でいけるわけですから、何もそこはそうかけなくてもいいんじゃないかという疑念も起こらないでもないわけですね。それだけを業にしてもうけるようなものが現実にはどんなあるわけですか。しかし、それも一つの企業でやっているわけですから、その辺はどうなんですか、ちょっと私も専門的なことはもう一つよくわからぬのですけれども。

○梅澤政府委員 おっしゃる通りに、サービスをめぐってはサービスを提供する側とサービスを買う側とあるわけでございます。供給側につきましても、ただいま委員がまさしくおっしゃいましたとおり法人税とか、場合によっては個人でやっている場合には所得税として課税されるわけござい

まいます。今論点になっておりますのは、サービスを買うその個人の経済力に着目する、租税力に着目するということでございます。これはあたかも、自動車に対して物品税がかかっておりますけれども、自動車産業に対しては、法人税はかかっております一方、自動車の物品税は結局最終的な購入者が負担しておる、こういう関係として御理解をいただくべき問題じゃないかと思ひます。

○矢追委員 その物品税と、サービス税いわゆるサービス消費税と一緒に考えようと言われても、ちょっと厳しいんじゃないですか。だから私は、非常に怖いのは一般消費税の導入に一举に入るといふ感じがしてならぬので、その辺をきちんとしておきたいからこういうことを聞いておるのですが、では、そのサービスを受けた人の租税力によって税金を払う、こうなりますと、どこまでがサービスなのか、サービスでないのかという限界、業種によって。

例えば、現在、喫茶店あるいはレストランというものは、地方税にせよ、いわゆる料理を食べる、それにサービスがついておるからそれはサービス税なんだとなれば、では今度はお医者さん、これからはちょっと数がふえましてだんだん厳しい時代ですから、患者さんにサービスしなければいかぬというのでコーヒーを出したり何か、今までのただ受付で待つてくださればいいもの、そういうことをし出す。何か付加価値みたいなものをつけたくなつてくる。別にお医者さんだけではない、そういうのが出てきたら、またそれに税金をつけていくのか。こういうこともあり得ると思うのですけれども、その点はいかがですか。

○梅澤政府委員 たまたま今医療の問題にされたわけでございますけれども、これはしばしば議論になっておりますEC型付加価値税におきましては、医療は各国とも課税対象にしてない。それはいろいろ社会政策といひますか、社会衛生的な政策的な配慮もあると同時に、私どもの推測では、やはり医療サービスを受けるのは消費とは見てな

いという考え方が基本にあると思ひますね。ただ、今委員がおっしゃいましたように、いろいろ患者さんにサービスされるという場合には、場合によつてはそれはまた医療の料金に転嫁されるという場合もございましてよろしいけれども、ただいま申しましたように、医療サービスそのものを消費として課税しておるという例は余り一般的ではない。それはやはり、医療サービスというのは消費という考え方、ひとつそこまで割り切るということに問題があるということがあるんじゃないかと思ひます。

○矢追委員 そうすると、サービスというものの範囲はどうなるのかです。レストランで食事をするというものは、食事するのとサービスと分けた場合、食事が一〇〇とする。サービスがそれに一〇ついている。全体が一〇〇で、そのサービスについて幾らかいたたく。こういう、要するにどうサービスがくついているかというものをどう判断していくか。今後数少ない品目をふやしたい気持ちは大蔵省持っていると思うのですけれども、だから私は先ほど言ったように、サービス課税というものの原則をきちんとしておいてもらいたい。

どうもさっきから伺つておると、医療というのはサービスでない、だからECでも入ってない、それは当たり前のことだと私は思うのですが、じゃ、そうでない業種でこれからそういうのがくついてくると、やっぱり取れるようなところが出てくるのじゃないかとすぐ知恵をめぐらされるのじゃないか、こう思うのですが、その点はいかがですか。

○梅澤政府委員 私が申しましたのは、医療はサービスではないとは思ひますが、購入する側にサービスそのものだと思います。購入する側にとってはいわゆるサービス消費というものはないんだらう。つまり、レストランに行く人は、いろいろ個人的な趣味もあるかも知れませんが、これも、高級レストランへ行く人はそれだけ高いものを買い経済力を持っているわけでございます

けれども、医療の場合それを消費として言いにくいのは、金持ちであらうと貧乏であらうと、経済力があろうとなかろうと医療サービスを受けなければならぬという場合があるわけでございますから、そこはやはり、EC諸国の付加価値税を見ましてもそこを課税対象から外しているというものは、一つはそういう考え方が基本にあるんだらうというのを先ほど申し上げたわけでございます。

それから、一つの論点として、個別サービス消費税といたしたものを見る場合に、じゃどういふものをどういふ基準で取り上げていくのかという御疑問だらうと思うのですが、これはまさしく大きな問題でございまして、それは絶対的基準というものはなく、結局税体系全体を考へる場合に、仮にサービスに何らかの負担をすべきであるといった場合に、それは大方の国民の同意といひますか御議論の中で、それぞれの国においてしかるべきものが浮かび上がってくるのだらう、個別消費税として問題を考えます場合に。

それからもう一つ、入場税との関連で今御議論を提起されたわけでございますけれども、これもEC型付加価値税をとっている国でも、娯楽税とか興行税というように形では別個に併課しているというように例もございまして。したがって、私どもがサービス課税としての入場税を国税体系の中でそれなりの位置づけをさせていただきたいと申し上げていることは、これはまさに個別消費税の問題でございまして、いわゆる課税ベースの広い間接税の議論とは直には結びつかない議論であるというふうな考えでございます。

○矢追委員 これは一般消費税導入への一つの残り物であるかどうかについて本日は大臣と議論したいのですが、これはやめまして、次に参ります。課税最低限は上がりましたが、税率は一〇%と変わっていないわけですね。過去にはかなりいろいろな税率段階がございましたが、今では一〇%になつておるわけですね。これは今後ともこういう形

で堅持されていくのか。また一〇%の根拠。あるいは税率を下げる、撤廃が理想だと思いますが、税率をダウンするということは、いわゆる課税最低限を上げる問題と税率の問題ですね、この関連、この辺はいいですか。

○梅澤政府委員 おっしゃいますように、過去の沿革をたどりますと、特に戦時中なんか階級税率をかきりつけた段階で設定されておりました時期もございましたけれども、昭和三十七年の改正で一本の税率になりました。昭和四十八年でございまして、たか、特別の軽減税率が設けられた一時期もございましたけれども、基本的に税の簡素化、それから消費税という性格から申しますと単一の比例税率がやはり一番望ましい税体系であろう、そういう考えから恐らく昭和三十七年以降一本の税率になっておるといふふうにお考えいただいて結構かと思ひます。

一〇%の水準でございすけれども、これはそれぞれの国の租税政策のとり方いかんの問題でございすけれども、我が国の場合は、国税、それから先ほど申しました地方のサービス課税も含めまして、サービス税は大体一〇%という税率でいけば定着しております。それはそれなりに現在まで別段の支障もないということでございますので、やはりこの一本の税率で一〇%というのにはそれなりの適正な水準ではなからうかというふうに考えております。

○矢追委員 課税最低限は違ひますけれども、あらゆるものが同じ税率ですね、映画、演劇、スポーツ、競馬、競輪。これも今言われた全部一〇%の方がわかりいい、こういう判断ですか。

○梅澤政府委員 私どもは御指摘のとおりに考えております。

○矢追委員 次に、免税点を映画二千円、演劇等五千円、こうされた理由はどこにありますか。

○梅澤政府委員 現在の免税点が設定されたのは御案内のとおり昭和五十年でございす。今回いわば十年ぶりにこの免税点の見直しをするわけでございますが、その基本的考え方としてはやはり

相当高額な入場サービスの購入に税負担を求めるという考え方でございすので、具体的には、五十八年の映画の平均的な課税入場料金が千九百六十円でございす。それから演劇、音楽等のいわゆる生ものと言われるものが四千八百四十円といふことでございまして、それともう一つは、先ほど申しましたように、五十年からの十年ぶりの見直しでございすので、その間におきまします物価の上昇率が約一・六倍ということでございますので、彼此勘案をいたしまして、映画につきましては二千円、演劇、音楽等の生ものにつきましては五千円ということといたしまして御提案申し上げておるわけでございす。

○矢追委員 計算の根拠はわかつたんですけれども、現在、映画は入場料が千五百円ですね、課税最低限いっばいになっておるわけですね。そうすると、今度二千円になりますとまた映画館が二千円になる可能性があるわけですね。その点はどうお考えですか。偶然の一致だったのか。

○梅澤政府委員 免税点が実際の入場料金の水準に無関係であつたとは私も考えていないわけでございます。ただこの問題につきましては、前回のときも同じ問題があつたわけでございますけれども、入場料金というものは基本的にそういう興行業者が自己の経営責任において設定するといふものではございすけれども、国会の御審議を経て免税点が引き上げられた場合、やはりいわゆる減税部分というのは本来の消費者に還元されるべきものであるということ、それからもう一つは、いわんやそれを口実にいたしまして便乗値上げなどがあつてはならないというふうに考えております。

○矢追委員 便乗値上げ、あつてはならないのですが、現実に今申し上げたように、過去そうやって現在千五百円まで来ておるわけですね、昔の映画と比べて今の映画が高いか安いかなりますとこゝまた議論のあるところですね、とにかくひとつこの点は、これは経企庁のお仕事だと思ひますが、大蔵当局の方からもそういうことのないようにひとつ指導をしていただきたいと思ひます。

【委員長退席、熊川委員長代理着席】

映画、最近ではなかなかいいものも出つてあります。全体としては過去のような爆発的な時代は去りまして、大変厳しい時代だけに、値上げをしたという気持ちというのは非常に興行の方としては強いと思うのです。それだけに二千円になる可能性がありまますので、その点は歯どめをきちんとしておいていただきたい、こう思つてございす。

そこで、今回の課税最低限の引き上げは一応評価はするのですけれども、昭和五十九年の入場料収が九十億、六十年度が五十億、四十億減るわけですね。多いときは百六十四億、これは昭和三十五年に最高ありました。

この課税最低限の引き上げについては私は評価するにやぶさかではありませんが、冒頭にも言われましてように、やはり入場税撤廃というのが非常に強いわけですね、ヨーロッパ諸国でもないところも多々ございすし、そういう意味では、入場税撤廃ということとは五十億の財源があればこれはできるわけですから、特に一番最初戦費調達からできたものがまだこういふ文化的なものに残つておる、こういう点について非常に反対運動もあるわけですね、この点について撤廃というの

はさらさら考えないと言われるならばその理由。さつき言った数少ない消費税の一つだから置いておいてくれと、こう言うのか、まだこれから拡大したいから置いておかぬとぐあいが悪いのか、この辺はいいですか。

○梅澤政府委員 これは先ほど申し上げましたことの繰返しになって恐縮でございすけれども、入場税は、御案内のとおり映画とか演劇等のいわゆる興行の部分と、それからいわゆるギャンブルと言われる競輪とか競馬場に入りますときの入場料金の課税と二つあるわけでございます。後者につきましては、もう従来からこれはギャンブル関連の支出でございすから応分の負担を求めてしかるべきであらうということで御理解を

賜つておるわけでございますが、映画、演劇等に つきましては今回の免税点の引き上げによりまして一体どれぐらひのところの課税になるのかというところになりますと、映画でございすすと大体ロードショーの映画館の指定席、それから演劇のようなものになりますと一流劇場の最上級席、音楽とか演芸とかいうことになりますと、そういう一流と言われるところの場所における最上級席とか、あるいは外人タレントが来るような非常に高い入場料金が課税になるわけでございます。そういう点から考えますと、入場税につきましては、文化に対する課税を行うのは野蠻であるといふふうな議論も一部にあることは私も十分承知をいたしておりますけれども、例えば高価なディナーショーの入場料に税負担をお願いするといふ考え方は、税の適正な負担という観点から必ずしも頭から否定されるべきではないのではないかと、いふふうな考え方を私どもはとつておるわけでございす。

○矢追委員 今言われたように、大変難しい問題だと思ひます。

一つは、そういうギャンブル性のあるものと、いわゆる文化的と言われるもの、その文化的と言われるものの中にも非常に高価なものとしていふもの、だから課税最低限をどんどん引き上げていけばいいんだという考えがあるわけですね、そういうときは、税率を操作するのが一つあります。もう一つは、課税最低限をもっと上げる、そして税率も上げるといふ考えもあるでしょうし、いろいろやり方あると思ひます。だけれども、もし今言われたそういう高価なディナーショーは、高いんだから、そういうところへ行く人はお金持ちしか行かないんだから——大体三万から五万ぐらひしてありますね、たしかディナーショーの多いのは、そういうことで、そういうものはもちろん取るべきだという考え、私も理解はできますが、しかし、そういうのはほかの方法で、いわゆる映画とか演劇、そういうものと分けて、それは仮に撤廃したとしても、そういうディナー

ショーみたいなものは私には何かの方法でできはせぬかと思うのですが、その点はいかがですか。

○梅澤政府委員 先ほど来申し上げておりますように、やはり私どもの考え方は、一つは免税点の水準を適当なところに設定しておく、ただいま御審議いただいておりますのでございますが、もう一つは、やはり消費税としてもなるべく単一の比例税率が好ましいという考え方があり得ると思うわけでございます。ただ、諸外国の例を見ましても、複税率といいますが、むしろスタンダードな税率があつて、出し物によつては割り増しの税率を設定しているような例もございまして、委員がおっしゃるような考え方はあながち否定するわけではございませんけれども、今の入場税という税目の中で見ますと、やはり今後とも単一税率でいくべきではないかというふうに考えております。

○矢追委員 中曾根総理は、たくましい文化国家ということを非常に言われておりますので、それにしてはまだまだこういうことに対する税が残つておるといふことは非常に問題があると私は思います。したがって、今回の課税最低限の引き上げは評価しつつも、やはり入場税撤廃という方向へぜひ持っていくべきだと思います。

しかも、これが税収に大きく寄与しておるといふようなものであればまた別ですが、六十年代で五十億程度でございまして、不公平税制の是正ぐらゐで五十億ぐらゐはひねり出せるのじゃないか。仮にギャンブルの方だけでも残すとか、そういったことはできるのかできないのか、その点はいくわかりませんが、こういうことを含めまして、政務次官せっかくお座りですから、御意見を……。

○中村(正三郎)政府委員 今主税局長からずっと御答弁してまいつたところでありますが、政府税調の答申にも、消費の態様の変化、また間接税は従量税部分が多いからいろいろな経済の変化に応じて負担が減ってくるというふうなことで、やはり

りこうしたサービスの担税力に着目することも必要であるというふうな税調の答申もある中でございまして、比較的高いこうした消費支出に対しては担税力を求めるとそれはいいのではないかとはいふふうに私は感じております。

この前も御答弁さしていただいたのでございしますが、例えば松竹セントラルだったからS席の二千五百円とか、国技館だったから升席とか、そういうところが課税されるわけではございまして、レスリングなら後樂園ホールの特別リングサイド、またディナーショーは五万円ぐらゐなのがあるということではございまして。こうしたところに担税力を求めてもいいのではないかと思ひますと同時に、先ほど先生からお話しございました、税収が少ないうからこれはやめた方がいいではないかというふうな御議論もあつたやうでございしますが、やはりこのに担税力を求めるかという理論があつて、その上で税収が決まってくるものでございまして、税収が少なければこれはやめたかどうかというのとは、ちよつとそういう性質のものではないのではないかとはいふふうに考えるわけでございまして。

○矢追委員 私は税収が少なければやめる、そういう意味じゃなくて、担税力の方ばかり大蔵省強調されまされけれども、それならそれこそまだまだ取る道はあるわけでしょう。非課税貯蓄の問題だつてあるわけだし、そればかり強調されると困る。むしろ入場税そのものはどうなんだというところからこつち議論しておるわけですから、その点は誤解のないようにしていただきたいと思ひます。

そこで、せつかくですから、ちよつと文化庁あるいはまた文部省お見えになっておりますか。予算委員会でも、うちの矢野書記長が映画あるいはまたフィルムセンターの焼失等、文化行政の問題についてお伺いをしたわけではございしますが、特に民間芸術等振興費補助金、これはだんだん減つておるわけですね。これはいわゆる臨調答申によつての行政改革で、とにかく削れ削れという方向ではございまして、勢力の少ないところ、弱いところ

へ目がけてどんどん切り込んでおる、こういう感じばかり私は抱くわけです。片方では入場税撤廃もして、それと片方では片方においてはこうやつて予算はどんどん削られていく。これは総理の言われておるたぐいましい文化国家建設とは逆の方向である。これは強く指摘をしたいんです。

今後は民間芸術、そういうことも含めてはもう国は面倒を見ない、極論いたしますと。全部民間でどんどんやりください、こういう方向のようによ、何か民間活力とかそんなことを言われておると、全部民間でやりなさい、こうなると、もうかるものしか絶対やらなくなるんですよ。ところが、日本の伝統芸能であるとか、あるいは国立劇場一つ見ただつて、入場人員は全部埋まつておるわけですね。

この前資料をいただいたわけですが、国立劇場の大劇場で、五十八年度は座席数が三十七万三千八百三十八のうち、入場員は二十六万四千六百九十七、小劇場で十一万三千六百八十二に対して八万五千三百五十六、演芸場が八万二千八百に対して二万八千二百六十二、能楽堂が、これは五十八年九月からで、二万九千四百のうち一万九千九百八十三、これは割と入れ物の割には来ているわけですが、合計いたしますと五十九万四千四百四十四に対して三十九万八千二百九十八、これぐらゐしか入っていないわけですね。入れ物をつくつてもこれだけしか入らないぐらゐまだまだ厳しいといへば厳しいんですが、こういふもののはそうやたらもうかるというもののじゃないわけですから、なかなか民間にやれと言つたて手を出さないわけですね。

まだ東京はこれでいいんですよ。大阪となりますと、また今年国立劇場をつくつていただいて、文楽劇場でございましたけれども、まだ数字出ておりませんが、今のところはある程度いいやうですけれども、これからの運営費等考えますと、なかなか寂しいものがあるんです。しかも何でも出せばいいというものでもありませんし、これからの後継者、特に浄瑠璃などは跡継ぎを継ぐ人なかなか大変

です。

そういうことを考えますと、片方においては歌舞伎や能や文楽というものの、一面においてはブームがありますけれども、じゃ、これ全部民間でやらせてもよいか。全部民間にやらして国は知らぬ顔をしていこうというふうな方向は、それはやはりとるべきじゃないし、とれない。やはり日本の伝統芸能、文化というものはきちんと守つていく、こういうことに対して、政府がこうやってどんどん予算が削られていく中で文化庁としてはどうやっていけるのか、これが第一点。

その次は、洋楽を取り上げまして、オーケストラというのは一番金がかかるわけですね。一番赤字です。オーケストラというかオペラ、これはもうおわかりのやうに、外国からオペラを呼んできたら大変なお金がかかる。相当人気のあるものでいいものであれば入場料を高いところでもそれこそ二万円ぐらゐ取つても何とかなりますけれども、まあ一般的なものであれば、なかなかオペラでも、毎日オペラやりませんよ、一日は歌だけというのをやりますから、そうなるのがたんと人が減つていくわけですね。東京はまだいいんですが、地方になりますとなかなか難しい。こういう状況の中で、民間に全部やらしていくというのは私はなかなか難しいのじゃないかと思うのです。

そのほか、具体的に挙げればいっぱいありますけれども、そういう面、特に伝統芸能、伝統文化、それから今言つたやうにオペラに見られるやうな間違った赤字になるやうなもの、こういうものについて、どんどん削られていく中で本当にたくましい文化国家になれるのかどうか。まづいづゆるカットの奥情と、それから今後の方針、ちよつとお伺いしたいと思ひます。

○青柳説明員 民間芸術団体に対する補助金の問題でございしますが、我が国の芸術文化の向上普及を図つてまいりますには、民間芸術団体の自主的で創造的な活動に負うところが大きいわけではございます。そういうことで、かねてからこれらの

活動を助成、促進していくということで、補助金を計上いたしまして助成をいたしておるわけでございます。

ただ、この補助金につきましては、御指摘のように昭和五十八年度以降、民間団体に対する補助金の合理化あるいは縮減等の一環といたしまして減額になっております。が、その影響を最小限にとどめたいということで、補助事業をこれまで以上に精選をいたしますとか、あるいは民間団体自体でいろいろ御工夫をいたしてくださいというようなことで、運用の一面の効率化を図っているところでございます。今後とも各方面の意見をお聞きし、そういった意見を踏まえながら、この補助金の適正かつ効率的な運用を図っていききたいというふうに考えております。

それから、国立劇場につきましては観客数が減っているのではないかと御指摘がございまして、確かに御指摘のとおり、最近、若干減少の傾向にございます。これは出し物の関係でございましてかあるいは景気なんか一部あるのかもしれない、いろいろな要因があるのであらうと思うわけでございますが、国立劇場の運営につきましては、公演そのものにつきましては入場料等の収入をもっと何とか運営していくということでございしますが、その裏方になります一般管理費でございますとか、あるいは調査研究事業あるいは後継者の養成等の事業につきましては、大変厳しい財政事情のもとではございますが、国庫補助金といたしまして今回御審議をいただいております六十年度予算におきましても三十七億九千万ほどでございます。対前年七千万の増の経費を計上させていたことには相なっております。

そういったことで、できるだけこういった伝統的な歌舞伎、能楽、文楽というふうなものが保存し、発展し、また十分楽しんでいただくというように私も努めておるところでございます。

○矢追委員 この六十年度、今ちょっとふやしたと言いますが、その点はふやされたでしょうが、全体的には減っているし、しかもことしは欧州音楽

年、この予算が入ってあるわけでしょう。入って削られているんでしょう。だから、実質は七・九じやなくて、もう一〇％以上削られた実質になるわけでしょう。こういうのもおかしいんですよね。例えば国際青年年あるいは万博もある。そういうのにみんな予算をちゃんとつけているでしょう。こっちの方は全然だめ。

そうでなくとも、あなたも御存じだと思いますけれども、貿易摩擦でない文化摩擦というの御存じですか。こういうのがあるんですよ。今ヨーロッパでは、ヨーロッパに留学した日本人がヨーロッパのオーケストラに全部就職してしまう。声楽以外はかなり優秀な技術を持っている。だから、例えばドイツのオーケストラに日本人が就職した、それだけドイツ人が追い出された、それで文句を言っている。それで、このヨーロッパの音楽年に予算を組んだって実質全部下がついている。こういうのは別件にしてちゃんと出すぐらいにしなければいかぬわけですよ。

だから、文化庁というのは非常にお上品な庁で結構なんです。もうちょっと力を持ってもらいたい、こう私は思うのです。フランスなんかは大臣だっているんです。そういう意味で、今もこれだけちょっとふえたなんておっしゃってありますけれども、効率的にとかそんなことを言わないで、大蔵大臣おられますけれども、来年度はひとつ概算要求のときには、総理のあの「たくましい文化」という一たぐしという言葉、私実際は余り好きではないのです。あれはちょっとファッショミみたいな感じがしてならぬのです。ヒトラーみたいな感じがするので私は余り好きな言葉ではないのですが、堂々とやってもいい、これを要望しまして、私の質問を終わります。

○越智委員長 しばらくこのままお待ちください。速記をとめて。

○越智委員長 速記を始めてください。

米沢隆君。

○米沢委員 私は、大好きなしょうちゅうがどうも増税されそうなのが心配しておりますので、そんなのはだめだ、そういう立場で質問をさせてもらいたいと思います。

越智委員 聞くとおっしゃる通り、大蔵省は税制改革の一環として酒税の抜本的な見直しに取り組みたい意向と言われ、この六十年度予算が成立した後、早ければ四月にも政府税制調査会に特別部会を設けて検討を始め、六十一年度税制改正にもその改定を盛り込みたいという、もっともらしいことを聞くのでございますが、これは事実でございましょうか。

○梅澤政府委員 酒税は、御案内のとおり従量税率が中心の税でございます。従来からも税制調査会の中では、やはり消費の実態等を踏まえたが適宜適正な負担水準を見直す必要があるという考え方に立っております。そういう考え方に沿って酒税につきましては税制改正を今日までお願いをしてきておるわけでございます。さらに一昨年の十一月の答申におきましては、そういう検討の方向といたしましては、酒類間、級別間の負担の格差の縮小という方向で検討をすべきであるという基本的な方向が示されております。

ただ、今委員がおっしゃいましたように、それは目前酒税の税制改正の検討作業に入っているのかというお尋ねでございまして、そういう具体的な検討作業に入っているという事実はございしません。ただ、酒類、酒税だけに限りませず、直接税、間接税全般を通じて見直しというものが課題になっておる今日でございますので、当然その場合に酒税についてもいろいろな角度からの検討がなされると思っております。具体的に現在検討作業に入っているわけでもございせんし、ただいまおっしゃいましたような検討のスケジュールとか、あるいは六十年度に酒税の改正をまたお願いするといったような具体的なことを決めておる事実は一切ございません。

○米沢委員 確かにまだ六十年度予算も通っておりませんし、税法も今審議の過程でありますから、既に検討作業に入っておるといふことはないかもしれませんが、少なくとも六十一年の税制改正に向けて、大体一段落したところで大蔵省としては検討を始めるというのがやはり本音ではないかな、こう思うのです。現に、もう御案内のとおり、五十九年度補正予算では酒税については減額をせざるを得なかった。また、六十年度の税収見込みにおきましても、酒税は五十九年度補正後よりもまだ少ない税額しか計上できなかった。まさに、わざわざ五十九年の五月に大増税をやったにもかかわらず税収は減っておるのですから、酒税について関心がないという議論はまあおかしいだろうと、素人ながらそう考えるのでございまして、そういうことですね。

○梅澤政府委員 国会が終わりますと、例年税制調査会が開かれます。これはたびたび大臣から御答弁申し上げておりますように、国会での御議論を税制調査会に御報告申し上げるという段取りになるわけでございます。また、これも例年のこととでございますけれども、私も当然のことながらあらゆる税目にわたって常時検討作業をしていかなければならない立場にございます。したがって、酒税につきましてもいろいろな角度から今後勉強していかなければならないというふうに考えておりますけれども、先ほども申しましたように、現在の時点におきましてそういう具体的な検討のスケジュールとか方向を持っておるというわけではございません。

○米沢委員 いや、酒税について増税をもう検討しないというならばこれで質問終わってもいいと思うんですがね。それでいいんですか。

○梅澤政府委員 先ほども申しましたように、中長期的にはやはり税負担の適正な水準について絶えず見直しを行わなければならないわけでございますし、酒類間、級別間の税負担の格差縮小という中長期的な課題も抱えておるわけでございまして、増税とか減税とかいう議論はございせん、やはり酒税につきましても、いろんな角度から

ら今後とも検討はしなければならぬというふう
に考えておるわけでございます。

○米沢委員 五十八年の中期答申におきまして、
今主税局長がおっしゃいましたように、「今後と
も適正な税負担水準を確保することができるよう
随時見直しを行っていくべきである」という答申
がなされて、ここに書いてありますように、「酒
類間及び級別間の税負担格差の縮小を図る」あ
るいはまた「当面は、税負担の公平の観点から、価
格帯の広い酒類について従価税の適用範囲を拡大
していくこと」あたりを検討したらどうか、こう
いう答申がなされて、この答申に従って五十九年
度税制改正が酒税について行われたわけですよ
ね。で、この五十九年度の税制改正におきまして
は、ビールが一本二十五円、清酒の特級が一・八
リットルで百八十円アップされました、酒類別
に大体一五％から三五％の、トータル三千二百億円
という大幅な増税が行われたばかりであります。
その際、酒類業界は、大増税は消費減につながり
税収増には即つながらないということで、猛反対
があったのは御承知のところでありまして、あえ
て当局はそれを振り切つて増税に踏み切られたわ
けであります。

ところが、その業界の心配が現実のものになり
まして、ビールやウイスキーの販売不振によつ
て、五十九年度当初見込みより前年度比二〇・
三％増の二兆二千三百七十億円の酒税収入見込み
であったものが、五十九年度補正予算で二千四百
五十億円の減額がなされる事態となり、六十年度
予算ではこの五十九年度補正後の税収をさらに下回
る一兆九千五百五十億円の税収見込みを余儀なく
されたということで、またぞろ増税を画策しよう
というような朝令暮改的な酒税の見直し論が出て
くるとすれば、これは筋としておかしいかと国民
が思うのは主税局長も同じじゃないかと、こう
思うんですが、大臣はいかがですか。

○梅澤政府委員 大臣の御答弁の前に、先ほどと
同じことを申し上げるわけでございますけれども、
五十九年に酒税法の改正をお願いいたしましたし

した。ただ、中長期的な課題としては、先ほ
ど委員が引用なさりましたように、税制調査会
のういつた答申も出ております。

六十一年度をどうするかというのは、これは酒
税だけに限りませんで、六十一年度の税制改正を
どうするかというのは実はこれから六十一年度の
予算編成の過程で検討されるべき問題でござい
ますので、今の時点におきまして酒税についてどう
いった改正の方向を意図しておるかということ
を検討もいたしておりませんし、まだ申し上げられ
る段階にもないということでございます。

○竹下國務大臣 毎月毎月税収を見ております
と、対前年比で見ますから、仮需のあった場合落
ち込みが大きかったり、またその影響が少なく
なった場合は若干の伸びを見ておるわけござい
ますけれども、現実問題として、酒税に關しまし
ては補正で減額補正をさせていただきまして。

これは、私も酒屋のせがれでございますので子
供のころから見ておりますが、現実問題としてよ
だろつかというところ、これは大蔵大臣としてよ
りも、私の出身からして判然とつかんでおりませ
ん。いわばしょうちゅうブームというふうなもの
がそれはあるでございまして。しかし、それが
言ってみれば完全に国民の嗜好の変化の中で定着
していくものなのか、あるいは一時的流行である
ものかということも、私も定かにはこれを理解す
るに至っておりませんが、おっしゃいましたとお
り、この間やってみたら、今動いておる。改正し
たばかりの税制でございまして、それでアンパ
ラができたからすぐそれじゃもう一遍手直ししよ
うかというのは、それは私も余り格好のいいこと
じゃないなというところは感じないわけでもござい
ませんが、まだ六十一年度税制のあり方について
ということの議論もそう深くしておるわけじゃ
ないし、また部内ではまだ検討にも入って
いないという段階でありますので、それは今その
将来の方向について申し上げるような時期には
至っていないというのが素直な現在の心境でござ
います。

○米沢委員 大臣の御答弁の中で、昨年やったば
かりでまたことしやるのは格好悪い、まさにその
とおりでございまして、できればそういう調子で
やつてもらいたい、こう思うのでございまして、
しょうちゅうの売れ行きがよくて、どうもこれに
目をつけた方が税収増になりそうだというような
動きがあることも事実でございまして、ちよつ
とそのあたりを分析するために質問も続けてみた
いと思うのです。

五十九年の五月の大増税後、五十五年五月以降
の消費量の変化はどうなっているのか、また六十
年度酒税の税収見込みの積算基礎になった六十
年度酒税の消費量見込みは、対前年度伸び率でど
うに設定してあるのか、数字的なものをちよつ
と教えてもらいたいと思ひます。

○梅澤政府委員 現在まで判明いたしております
のが、移出月で申しますと昨年十一月までの数字
がございまして。

ただいま御指摘のように、税率引き上げ後、つ
まり価格改定後、五月以降の各酒類の課税数量の
動向でございましてけれども、五十九年の五月から
十一月までの間、前年同期で見ますと、全酒類で
は九一％でございまして、酒類別に主だったもの
を申し上げますと、清酒が九九・四、ほぼ横ばい
からやや減、微減ということでございまして。し
ょうちゅうは一三四・九、それからビールは八五・
四、ウイスキー類が六三・八。ただ、ビール、ウ
イスキーについては申し上げました、八月、九月の
移出月は対前年非常に悪くございまして、九月の
も、十月、十一月と、ビールは対前年十月は一
六・九、十一月は七八・二％の伸びに回復をいた
しております。ウイスキーはおくれまして、十一
月に対前年同月五・二％という伸び率を示してお
ります。今後の動向についてはなお注意深く見守る
必要があると考えております。

それから六十年度の税収の見込みの基礎にな
りました課税数量でございまして、これも先ほど
の酒類別に申し上げますと、清酒につきましては
対前年一・八％の減、しょうちゅうは二五％の

増、ビールは四％の減、それからウイスキー類に
つきましては二・三％の減、その他酒類につきま
しては一六・二％の増、いずれも業界等のヒアリ
ングを基礎にいたしまして見込んだものでござい
ます。

○米沢委員 この消費量が増税後かなり減つてお
る。その後の変化はちよつとあるようにお聞きし
ましたが、消費量が減つた原因、これはやはりど
う考えても、どう分析しても、最大の要因は増税
であつた、こういうことなのでしょうね。

○梅澤政府委員 最近の課税数量、あるいは消費
の推移と申し上げてもいいかと思ひますが、し
ょうちゅうとビール、ウイスキーとは動き方が顕
著に違つておるということでございます。こ
れは、先ほど数字をもつて申し上げたわけござ
います。今の時点からさかのぼって見ますと、
こういふ傾向が非常に顕著に出ましたのは、実
は五十八年の秋からでございます。十一月ぐら
いからでございまして、そういう意味では、酒税
法の改正による税率引き上げ、価格改定の五月以
前に今から振り返りますとそういう顕著な傾向が
実は出ておつた。これは、だれしもそこまで予測
できなかったわけでございますが、今数字として
あらわれておるわけでございます。

それからもう一つは、これはただいま委員が
おっしゃいましたように、今回の特徴といたしま
しては、特にビール、ウイスキーにつきまして、
通常税率の引き上げが行われますと価格の改定が
行われますが、その以前に仮需要が起りまし
て、それから価格改定後二、三カ月の間はその反
動で数量が落ちるのでございます。それが間もな
くもとへ復していくというパターンをとつてお
るわけでございますが、今回はその仮需がありまし
た後正常に復するまでに、ビール、なかなかウ
イスキーの回復のテンポが非常に長くなつてお
るという特徴かと思ひます。

○米沢委員 ビールやウイスキーが増税で消費が
落ち込んで、その分すべてしょうちゅうの方にシ
フトした、こういう言い方がありますが、今主税

局長のおっしゃるのを聞いておきますと、それは大増税以前においてもそういう傾向が既にあった、こういうことを今教えていただいたわけでございます。この大増税後、そのような変化が加速されるような傾向があったかどうか、この点についてはいかがですか。

○梅澤政府委員 この課税数量の推移をたどつてみますと、この税率の引き上げによる価格改定が、課税数量の、特に酒類ごとの動きにやはり無関係であるとは言えないと思います。

○米沢委員 ところで、先ほどの御答弁の中で、今のところは六十一年度の税制ということ念頭に置いた酒税をどう検討するとかしないとか、そういう作業には入っていない、こういうことでございましたが、中期答申等にもあらわれておりますように、もし酒税の見直しというものが行われるとすれば、この中期答申が言っておりますような税率の格差の是正だとか、あるいは清酒の級間の税率の格差の縮小、あるいは特級酒並みの値段をつけた二級酒など、このような高価格酒に対する課税には従価税率を組み合わせるような検討等々がやはり税務当局としては関心のあるところだと言つてもいいでしょうね。

○梅澤政府委員 中長期的な検討の視点といたしましては、昨年十一月の中期答申に述べられております、ただいま委員が御指摘になりましたような点がやはり検討の視点としてあるということに申し上げられるかと思ひます。

○米沢委員 こういう御検討、数々あると思ひますが、この中で、特に税負担率の格差は正の中で、しょうちゅうの税率、すなわち小売価格に占める税負担率がしょうちゅうの甲では一四・四％、三十五度は一六・四％だそうでございますが、乙類で八・七％、こういうことで、ウイスキー特級の五〇・三％、ビールの四八・八％に比べて低いということからしょうちゅうの税率アップがねらわれるのではないか、こう言われるのでございませうが、そういうことはないですね。

○梅澤政府委員 実、酒類間、級別間の税負担

の格差の縮小というものは、五十九年の税制改正においてもそれが一つの大きな原則になっておつたわけでございます。というのは、昭和三十七年に酒税法の大改正がございまして、当時大減税が行われたわけでございますが、それから昭和五十六年に至るまでの間は、いわば他の酒類の税率が引き上げられる中で、しょうちゅう等いわゆる臨時低負担酒類あるいは大衆酒と言われましたものについては、その引き上げ幅を小さくするとかあるいはその年に引き上げを見送るというふうなことがずっと続いてまいりました、この負担格差がずっと拡大する傾向にありました。

ところが、先ほどの一昨年の答申に従ひまして五十九年の改正では、ビールそれからウイスキー等の税の引き上げ率が二〇％でございましたけれども、しょうちゅうの乙類でございましたと二五・〇％、甲類でございましたと三五・〇％ということで、二十数年ぶりに税負担の格差の縮小を図るという方向での改正のいわば第一歩であつたわけでございます。

ただ、この問題は、やはりこの格差の縮小という問題は今後の課題として残つておるというふうな問題には認識をいたしております。

○米沢委員 酒類間の税負担率の格差みたいなものが酒だけ並べられて議論をされれば、確かにしょうちゅうの税負担率は低いことは事実でございませう。同時にまた、お酒ですから、財政物資だということとで特別の感覚で税賦課がなされておるということは理解をいたしますけれども、ほかの物品の税負担と比較をしてみますと、例えば小売価格に対する税負担割合では、ダイヤの指輪は一三・〇％、ミンクのコートは一三・〇％、小型自動車は一・九％、ルムクーラーは一・〇％、ステレオが八・五％、ピアノが八・九％、こういうことで、例えばしょうちゅうの甲類二十五度は一四・四％、しょうちゅうの甲類三十五度は二六・四％、やはり他の物品の課税に比べたら、しょうちゅうの負担税率が低いとは言われな

がら、ほかのこのような値段の高い高級な物にかかつておる税負担よりもたくさんのお金を負担しておる。しょうちゅうの乙だつて、ステレオ、ピアノ並みだ。そういう意味では、酒の間の議論をしたら確かにしょうちゅうは低いかもしれないけれども、他の物品の負担力という感じがしないときに、やはりしょうちゅうも相当の税を負担しておるという見方が一面では成り立つのではないでしようか。

○梅澤政府委員 消費支出に対する最終消費者の税負担の単純比較という点からいへばたゞいま委員のおっしゃつたような理屈も成り立つわけでございますが、いわゆる物品税のようなものとは酒税の消費税としての性格、これは伝統的に説明されている考え方でございますけれども、やはり酒類に対する消費課税というのは、アルコール飲料という特殊な嗜好品であるということに着目いたしまして、どこかの国も歴史的にはこれをいわゆる財政物資としてかなり高い税負担を求めてきた、そういう沿革がございませう。同時に、そういう特殊な嗜好品ということでございませうので、衛生上の観点とかあるいは社会的費用といったような観点から、それなりにほかの物品消費よりも相対的に高い水準で税負担を求めてしかるべきである、それなりの合理性を持つという考え方に立つておるわけでございます。したがって、その物品税の一種、物品にいたしましては二種物品にいたしまして、その小売に占める負担の水準と酒類の負担水準を直ちに比較して高い低いという議論は、必ずしも税制の議論としては従来とておらないわけでございます。

○米沢委員 とはいふものの、しょうちゅうでも、相当の高級なものに比べても税負担をやっておるということだけは事実として数字が物語るところではないかと思ひます。

そこで、どうしてもしょうちゅうの税率アップみたいなものがねらわれるんじゃないかという心配が、先ほどの議論の中からも絶対にそういうことではないということが納得できるほどの答弁はないわけでありませう。

今、酒類間の税負担が格差があり過ぎる、したがって税負担の不公平が広がって、関係企業の活動に影響を及ぼしては経済に中立であるべき税制が問題ではないか、そんなことももししことを言う向きもあるんでございませうが、しかし、そもそもこの税負担の不公平が出てきたゆえんはビールやウイスキーの大増税に踏み切つたところに原因があるわけでございます。みずからその大増税をやつたがら、結果として経済の中立が損なわれるからまた底上げするんだという議論は、私は問題ではないかな、こう思ひます。そういうところから、低い税率のしょうちゅうをやつて玉に上げるような理屈としてそんな議論があると思ひます。私はちよつとそれはエゴイスティックな議論ではないかな、こう思ひますを得ないのでございませう。やはり税金が上がつた結果消費量が落ち込むような影響が出てきておるとするならば、この際考えるべきなのは、低いしょうちゅうを上げるのではなくて高いビールやウイスキーを下げることで、これが六十一年度の税制改正の逆にポイントでなければならぬんじゃないかな、こう私は思ひます。

確かに、ビールは世界的にも大変高い税率です。ウイスキーは大体ほかの国のウイスキーとそう変わりませう。まあしかし、中身がちよつと違うんだそうでございませう。ビールの方は高過ぎる。したがって、税金が上がつたことによつて消費が云々という議論の際には、私はどうしてもしょうちゅうの税率を上げるという感覚ではなくて、高過ぎるビールやウイスキーを下げるという方向で酒税の検討がなされるならばこれは大賛成だ、こう思ひます。主税局長はどういうふうにお考えですか。

○梅澤政府委員 酒類間、級別間の税負担の格差の縮小、それは適正な負担という観点からも望ましいという考え方の背景にありますが、今委員がおっしゃいましたマーケットに対する中立性という議論も関係なしとしませんけれども、それよりも基本的にございませう考え方は、税調答申

にも述べられておるわけでございますけれども、所得水準が上昇してまいりまして所得の平準化が進行するという過程で、特に五十年代に入りまして顕著になってまいりましたのは、酒類の消費が多様化の中の均質化ということが言われるわけでございます。したがって、これは例の話でございまして、従来のようにしょうちゅうは貧しい人が飲みウイスキーは比較的裕福な人が飲むというふうな、いわゆる大衆酒、高級酒といったような消費の区分がだんだんなくなつてきておる。それが現在の消費の態様であるとするならば、この税負担の格差をならすということは、マーケットに対する中立性の議論はともかくといまして、やはり消費に対する租税力を求めるという酒税の性格からいたしまして、適正な負担を課する観点からはやはりこの酒類間、級別間の負担格差は縮小されるべきである、これが背景にある考え方だと思つておるわけでございます。

ただ、ただいまおっしゃいましたように、我が国の酒類に対する税負担が先進国の中で必ずしも低くないということは、これは事実だと思ひます。というのは、我が国は個別消費税の体系しか持つておりませんから、特に財政物資に相当な御負担をお願いしておるということは事実私も否定はしないわけでございますが、さればといつて、今後の方向として、今おっしゃいましたように今負担の高い酒類の税負担を引き下げることによつてこれをいわばならすというふうな方向を私どもは率直に申しましてとつておらないわけでございます。

ただ、税負担の引き上げが酒類の消費の最近の動向に必ずしも無関係ではないということを先ほど私も認めておるということを申し上げたわけでございますが、酒類の消費の動向をもう少し時間をかけて見る必要があるだろう、その中で一体どういふふうにかつてくるのかということではなからうかと思つております。

○米沢委員 世の中の商売というのは、売れぬときには値を安くして多く売ろう、これは商売の秘訣ですね。これは常識だろうと思つたのです。しかし、どうも税務当局というのは、取ることが仕事みたいなものですから取ることに熱心な余りに、国鉄運賃の値上げみたいに、国鉄の財政がおかしなところから運賃を上げよう、そのかわり乗る人がどんどんなくなつていく、結果的には今のような財政再建をしなきゃならぬような状態になつておるわけでありまして、国鉄だつたらまだ代替輸送がありまして、お酒というものはありませんね。そういう意味でももう少し商売のやり方というものを考へて、多くしたら売れないんだつたら、安くしてたくさん売つてもらうように努力する、やはりそういうことを考へてもらうことが必要ではないかな、こう思つておるわけでございます。

次は、昨年の増税をされた後、末端の小売価格、特に飲食店の正札はどういふふうに変化したか、つかんでおられますか。

○山本昭政府委員 お答え申し上げます。

小売店から最終的に消費者に届きます飲食店における酒類の価格のお尋ねでございますが、飲食店につきましては私どもの所管外の業種でございます。個別具体的な調査をしてまでの計数はないのでございまして、総務庁統計局調査の数字がございまして、御紹介申し上げますと、この消費者物価統計によりますと、東京都部外の飲食におけるビール大瓶一本の飲食店における価格でございますが、増税前の五十九年の三月、四月の数字が四百四十円でございます。二十五円の増税が行われました五月以降でございますが、徐々に値上げが行われて、ことしの一月には四百六十四円という数字になつております。二十四円ほど平均的に値上げを見ておるということでございます。

○米沢委員 ということは増税の分だけしか上がつてないということですか。

○山本昭政府委員 平均的に申し上げますと二十四円ということでございますので、増税額のほぼ二十五円に相当する額というふうに思われます。

○米沢委員 次は、しょうちゅうの増税は避けてもらいたいというために、四つぐらいの当局の見解を聞かしてもらいたいと思つております。

一つは、しょうちゅうあたりが増税をされまうと、それイコール大衆増税につながるという議論があります。しょうちゅうを飲む人の実態を調べてみますと、確かにしょうちゅうはこのごろ伸びておるのではありませんが、その消費実態は九州とか北海道など第一次産業の多い地域での一人当たり消費量が多い、また、都市部でも若い勤労者が多く飲んでおるということからして、依然として所得の低い層に多く愛飲されている大衆酒であると言つてもいいと思ひます。先ほど主税局長は、このごろ高級酒とか大衆酒というイメージが少しずつ壊れておるという話でございました。確かに個々別々でやりましたも、それは個人の好み等もありますから例外はたくさんあると思ひますが、しかし依然として傾向は、しょうちゅうの消費は余り金のない連中が飲む、こういう数字が正確ではないかな、私はこう思ひます。

ここに、総務庁の統計局の家計調査報告書によつて酒類の一世帯当たりの年間消費数量を調べた表が手元にあります。例えば二百九十五万未満の年間収入者を一階級というのだそうでございますが、この人が飲むしょうちゅうの量を一〇〇とした場合、次の二百九十五万から三百九十六万、ちよつと百万ぐらゐの多い方は六七に下がつてしまふ。次の第三階級者は六六、第四階級者が五八、第五階級者が六〇。ところが、ウイスキーの特級を飲む方がどういふ年間収入者が一番好んで飲むかといふと、いわゆる余り金を持たない第一階級者、その消費量を一〇〇としますと、第二が一八二、第三が一八三、第四が二〇九、第五が二九五というふうな、しょうちゅうは年収の多い人になるに従つて消費量がぐつと減つていきますが、ウイスキーの方はぐつと上がつておるのが事実ですね。ビールも同じような傾向がありますし、清酒一級もそのような傾向があります。

こういう数字から見ましても、やはり年間収入が最も低い階級の世帯で最も多く消費されているのがしょうちゅうである、こう言えるのでございまして、それゆゑにしょうちゅうの増税は即大衆課税になるということは、私は事実だろつと思ひます。そういう意味で、税の格差を是正すべきという大義名分のもとにしょうちゅうの税を上げるといふのはちよつと問題があるのではないかな、こう思つておるのですが、数字的な問題等について御意見があれば教えてもらいたい。

○梅澤政府委員 家計調査によります数字は、今委員が御指摘になつたとおりだと思ひます。したがつて第一分位、つまり低収入世帯ほどしょうちゅうの年間消費量が多いという構造は現在もあるということは、これも御指摘のとおりでございますが、ただ先ほど申し上げましたことは、これを時系列で見ますと、昭和四十五年ごろでございますと、今おっしゃいました第一分位と第五分位のしょうちゅうの飲み方の差が大体三倍弱になつておりましたけれども、今お引きになつた数字、恐らく五十八年の数字だと思ひますが、これによりまして、二倍弱ぐらゐに縮小はしてきておるわけでございます。この傾向は私どもは事実として、しかもこの傾向が今後ますます進行するであらうということは容易に推測されるわけでございまして、そういうことは容易に推測されるわけでございまして、そういった問題はやはり念頭に置いておかなければならない。しかし同時に、現在の消費の態様が、しょうちゅうにつきましては低所得者階層におきまして相対的になお消費量が多いという事実も、また私どもは否定はできないと考えております。

○米沢委員 少しずつ変化は見せ始めてはおりますが、しかし、まだ依然としてしょうちゅうは大衆酒である、こういうことは言えるのではないかなと思ひます。

それから、担税力の観点からやはり問題があるということをご指摘しなければいけません。租税負担の公平というのは応能負担の原則、すなわち、納税者の担税力に応じた課税が行われること

によって担保されているということは、御案内のとおりでございます。したがって、先ほど申し上げましたような所得階層別の各種酒の消費の仕方等を見てもおわかりのとおり、大衆酒であるしょうちゅう税率もやはりこのような実態を踏まえた上で低くセッテられたというふうに思うべきだろと私は思うのでございます。

このごろ、しょうちゅうの担税力も上がってきたではないか、こういう議論もありますけれども、例えばビールは昭和三十年当時の税負担率は五・二％でした。ウイスキーの特級は五・二・八％でありました。五十九年の改正以後の負担率は、それぞれそれが四八・八％、五四・九％というふうになっております。つまりこの三十年から五十九年の間、ほぼ大体五〇％ぐらいの担税率であつたにもかかわらず、なおかつビールの消費量は二・四倍にはね上がった。ウイスキー特級は二九・二倍も伸びてきたわけでありまして、この間しょうちゅうの負担率は低かつたにもかかわらず、歴史的に見ても担税能力の非常に高い商品であると言えますし、また現在の市場規模、消費実態よりしてもまだまだ担税能力は高い。しょうちゅうの担税率が低いから伸びるのではなくて、しょうちゅうの伸びそのものは担税率が低かつたにもかかわらず伸びてないという事実は、やはりしょうちゅうの担税力が低いというふうに見るのが素直ではないかな、そう思います。

同時に、今しょうちゅうの生産が伸びておりますけれども、先ほど主税局長もおっしゃいましたように、このような急激な伸びというものが果たしてこれから先もずっと続くものなのか、それともこの二、三年くらいでとまるものなのかということも見えかねばなりませんし、また量的にも消費量は少ないのでございますから、そこらを、長期的な推移みたいなものが定型的にとらえられるようになったとき、初めてしょうちゅうの担税力はふえたというふうに理解すべきではないでしょうか。

○梅澤政府委員 たいだいま委員がおっしゃいましたこと、一面において私も決して否定するものではございません。ただ、昭和三十年の初めころから現在までのビール、ウイスキー、しょうちゅうと、こう並べまして消費の動向を見ますと、確かにその間のしょうちゅうの伸びは相対的に現時点までの比較に關する限り低いということでございますけれども、これをもう少し時系列をもつて考えてみますと、昭和三十年代の初めは、しょうちゅうというのは非常に消費をされたわけでございますが、三十年代後半から四十年代にかけてまして非常に低迷をしたわけでございます。その反面何が伸びたかといひますとビールとかウイスキー。

これは、その背景にはやはり三十年代の国民の所得水準、つまりその時代にはビールとかウイスキーというのはなかなか手の出なかつた酒類であつたろう、ところが三十年代、四十年代を通じて、所得の上昇とともに今まで手が出なかつたビールとかウイスキーといふものに消費がシフトした、その間実はしょうちゅうは足踏みをしておつた。五十年代に入りまして最近までの顕著な動向と申しますのは、先ほど来申し上げておりますように、所得水準が上がり所得の平準化が進行し、その過程の中でしょうちゅうの消費の上昇がまた見られるということでございますので、この傾向をもつてにわかに将来の方向を結論づけるということは慎まなければならぬわけでございますけれども、そういう傾向が進行している気配なしとしないという観点からも、やはり今後慎重に見ていかなければならぬのではないかと考えております。

○米沢委員 同時に、今主税局長がお触れいただきましたように過去の酒類課税移転量の流れを見ておりましたも、ちやうどしょうちゅうは大変低迷しておる時期があつて、今売れる売れるとはいひながら三十年当時の量にやうと追いついたぐらいの、トータルとしてはまだ消費市場の大変少ない酒でございますので、そういう意味からい

この段階で酒類格差を云々するほどそんなにしょうちゅうの税率を上げねばならないということにはつながらないというふうな御理解をいただきたいと思つております。

それから、このごろ特に、お酒というアルコールの消費量というのは日本の場合かなり成熟の度合いが高くなつてゐるのじゃないか、こんな議論がよく聞かれます。ですから、余り増税増税とねらつておられますと結果的にはアルコール離れ、今たばこ離れが大変激しいのでございますが、その次はアルコール離れ、私は離れませんが大方の皆さん方が離れるということになってしまつて、結果的には酒税の税収そのものに影響を来す、こういうことになる可能性も大変多くなつたのではないかな、こう思ひますが、当局としては、このアルコールの消費量は成熟の段階に來ておるのかどうか、まだまだ何ほでも伸びそうな、シェアが拡大するようであるものなのか、それとの絡みで増税は議論すべきであるという意見に対してどういう御見解をお持ちですか。

○梅澤政府委員 これは私も税制当局のお答えする能力の範囲を超える問題もあるわけでございますけれども、一般的に言われますことは、おっしゃるような高度成長期を通じてアルコールの消費量は非常にふえてまいつておりますが、今の時点で、例えばアルコール換算で見ますと、先進諸国の中では日本の人口一人当たり消費量はフランスの半分以下、西ドイツの大体半分、アメリカの七割ぐらいの水準でございますので、これをどう見るかという問題はあるかと思ひます。したがひまして、成熟、低迷期に入つたというふうにはにわかに言えないのではないかと思ひますけれども、高度成長期を通じて了したような顕著な年ごとの伸び率を今後とも期待するというところに於いてはよほど慎重でなければならぬと考えております。

○米沢委員 最後の質問にいたしますが、しょうちゅうの増税はしょうちゅう業界の経営危機を招くということもぜひ御理解をいただいております。ならぬことじゃないかと思ひます。特にしょうちゅうの乙類は業態は大変小規模零細業者がほとんどでございます。逆にこれらの業界の業者数は減少の過程にあります。同時に、もう既に御案内のとおり原料需要の特殊性というものもあります。原料米は国内産に限られておる。その価格は年々上昇しております。ほかの酒類がほかの国から安い原料をとることができても、しょうちゅうだとかみりんとか清酒だとか、このあたりはそう簡単に原料の合理化ができません。先ほど言いましたようにしょうちゅうの甲類には大きな企業もありまして、特に乙類に限りますとほとんど小規模零細業者ばかりでございます。経営基盤は脆弱であり、そして酒税の転嫁力は極めて弱いと言つても私はいいと思ひます。

そういう状況にありますから、特に鹿児島とか宮崎とか、私は宮崎であります、今県外に物を売つて県内に金が入るといふのはしょうちゅうくらしいのものです。そういうところから、しょうちゅうの増税が始まつてまたぞろしょうちゅうの生産量なり消費量が影響があるというふうなことになると思います。これは九州や周辺の産業育成という立場から、死んでもいいということになるわけでありまして、どうかそのあたりも配慮した上で増税は議論をしてもらいたい、こう思うのです。大臣、いかがですか。

○竹下国務大臣 甲類はかなり大きなのでございますが、乙類は今実態としてお話しになりましたような状態であるというふうに私も理解はいたしておるつもりでございます。また別に増税の議論をしたわけじゃございませんが、そういう事実認識は十分持つておるべきことだと私も思つております。

○米沢委員 特にこのしょうちゅうの乙の製造業者は主として南九州、沖縄、そのあたりに集中しておりました。先ほどから何回も言いますように、地域の重要産業の一つであります。そういうところから、そちらの方にもよく届いておると思うのでありますが、清酒製造業の安定に關する

特別措置法というのがありますね。それに基づく信用保証事業にしようちゅう乙類も入れてくれという声があるんですが、このあたりは前向きに御検討いただくような御答弁になりませんか。
○山本(昭)政府委員 ただいまの清酒安定法に基づきまして日本酒造組合中央会が行っております清酒業を対象とした信用保証事業につきまして、しようちゅう乙のメーカーも加えられたらどうかという御指摘でございますが、この点につきましてはいささか経緯がございます。

すなわち、昭和四十四年に自主流通米制度が導入されました際に、それまで原料米割り当ての重要な基準でございました、かつまた酒造権的な財産価値を有しておりました基準指数というのがございます。それが全く無価値になったのでございます。それによりまして、これを担保いたしましたとして金融をつけておりました清酒製造業者の経営環境が激変をしたというようなことを背景にいたしましてこの制度ができた経緯がございますが、しようちゅう乙類業界につきましてはこういった基準指数がなかったという事情があるわけでございます。この辺につきまして、直ちに現在の清酒業安定法の制度に乗るかとかということにつきましてはいささか問題があるのではないかと考えておるわけでございます。

御質疑は、この幅を広げて加えたらどうかという御指摘だと思っておりますが、このためには立法措置が要るわけでございます。確かにしようちゅう業界、中小企業も多々ございますが、清酒業界に比べますと需要が安定的に伸びておりますこと、あるいはまた醸造期間が清酒でございましてと冬季に限られておりますが、年じゅう仕込みができるということで、一時的な資金需要の集中がないという問題、あるいはまた信用保証協会が現在保証業務を行っております。こういった問題もございまして、せつかくの御指摘でございますが、立法措置をお願いいたしましてまでそういう必要性は現実には乏しいのではないかというふうに考えておるわけでございます。

○米沢委員 過去の歴史は歴史、ぜひ前向きに御検討いただきたい。
以上で終わります。どうもありがとうございます。

○越智委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後八時五十一分散会